

【2】具足戒の種類と名称

はじめに

本稿は具足戒法の制定を通してサンガの形成過程を考察することを主なテーマとするが、本節では本論に入る前に具足戒についての基本的な事柄を調査しておきたい。

まず「具足戒」の原語の‘*upasampadā*’という言葉についてであるが、これは「到達する」「成就する」という意をもつ *upa-sam√pad* という言葉から作られた名詞である。仏教の教えのもとに出家してサンガに入団し、正規の出家修行者である比丘あるいは比丘尼の資格を獲得することをいう。『根本有部律』は「近円」という訳語を用いるから、これはその意を正確に訳したものであるといえる。

またブツダあるいは先輩の出家修行者ないしはサンガがこれを与えるときには「授具足戒する (*upasampādeti*)」という言葉を用い、新参の出家修行者がこれを受けるときには「受具足戒する (*upasampajjati*)」という言葉を用いる。

具足戒の種類については [1] に述べるようにいくつもあるけれども、特殊な人物に対する特殊ケースではなく、誰でも一定の手続きを踏み、許されれば正規の仏教の出家修行者すなわち比丘あるいは比丘尼になれるその方法を「誰でも具足戒法」と呼ぶとすれば、これには比丘の「善来比丘具足戒」「三帰依具足戒」「十衆白四羯磨具足戒」「五衆白四羯磨具足戒」と、比丘尼の「二部僧白四羯磨具足戒」「遣使具足戒」があるが⁽¹⁾、実はすべての「律蔵」がこれらを公認しているわけではなく、またこのような名称がテクニカルタームとして定まっているわけではない。例えば『パーリ律』には、今ここに記した名称にそのままあてはまる用語さえ見いだせない。したがってそれぞれの具足戒法をどのように表わすかということ予め決めておくという作業も必要となる。

本章はこのようなことから、それぞれの「律蔵」はどのような具足戒法があるとし、またそれをどのような名称で表わしているかを調査し、それを踏まえて本稿がサンガの形成過程を検討する際に取り上げなければならない具足戒法とその呼称を定めることとしたい。そこで以下には文章中に含まれている具足戒法の名称と考えられる語句については太字で記すこととする。

なお以下の論述においては、上記の代表的な具足戒法を略称して、暫定的に〈善来〉〈三帰〉〈十衆〉〈五衆〉〈二部僧〉〈遣使〉と呼んでおくこととしたい。

また「具足戒」は一般的には、比丘や比丘尼の守るべき波羅提木叉、すなわち概数でいえば比丘の 250 戒、比丘尼の 350 戒をいうと理解されているが、これは通俗的な理解であって正しくないことと、このような誤解が生じるようになった理由について [付] において考察する。

(1) ただしこれには正規の具足戒法である「十衆白四羯磨具足戒」や「二部僧白四羯磨具足戒」が認められる以前に、時限的に許された具足戒法や、仏だけに特権的に認められる具足戒法

【2】具足戒の種類と名称

も含まれており、それこそ仏教のサンガに許された正真正銘の「誰でも具足戒法」に限定するとすれば、それは比丘の「十衆白四羯磨具足戒」「五衆白四羯磨具足戒」と比丘尼の「二部僧白四羯磨具足戒」「遣使具足戒」に限定される。もっとも「遣使具足戒」は女性が精舎の門外に出ると危害が加えられる可能性があるという特殊な状況を想定したものであるから、これも除外したほうがよいかもしれない。なお阿羅漢果を得た者はだれでも即時に比丘、比丘尼と認定されうるといふ俱舎論などがいう「得入正性離生 (niyāmāvakrānti)」も「誰でも具足戒」といえるかもしれないが、これは「律蔵」において公認された具足戒法ではない。

[1] 具足戒の種類

まず具足戒の種類に言及する「律蔵」や律の「註釈」、あるいは「論」などの記述を調査することから始める。このような調査はすでに佐藤密雄氏の『初期仏教教団の研究』の「第3章 比丘の入団と依止」の「2 十種受具」⁽¹⁾、および平川彰氏の『律蔵の研究II』の「第5章 仏伝より見た受戒韃度の新古」の(2)「部派仏教時代の具足戒論」⁽²⁾においてもなされており、これらを参照させていただいた。

(1) 山喜房仏書林 昭和38年3月 pp.179~195

(2) 「平川彰著作集」第10巻 春秋社 2000年2月 pp.160~178

[1-1] まず『十誦律』を中心とする説一切有部系の「律蔵」や註釈、論から紹介する。『十誦律』⁽¹⁾には次のように記されている。

仏は王舎城におられ、諸比丘に十種あり具足戒を明かすと語られた。何等をか十となす。仏世尊の**自然無師得具足戒**、五比丘の**得道即得具足戒**、長老摩訶迦葉の**自誓即得具足戒**、蘇陀の**隨順答仏論故得具足戒**、辺地の**持律第五得受具足戒**、摩訶波闍波提比丘尼の**受八重法即得具足戒**、半迦尸尼の**遣使得受具足戒**、仏命の**善來比丘得具足戒**、**歸命三寶已三唱我隨仏出家即得具足戒**、**白四羯磨得具足戒**なり、是を十種具足戒と名づく。

そして続けて、

「三種得具足戒」あり。一は**善來作比丘**、二は**歸命三唱**、三は**白四羯磨**なり。是の中において若し未だ白四羯磨を結せざれば、若し人歸命三唱して我れ仏に随って出家せんとせば是れ善受具足戒なり。若し白四羯磨を結せし後は、若し歸依三唱して出家するも具足戒を得ると名づけず。「善來作比丘」は若しくは白四羯磨を結する前も若しくは白四羯磨を結せし後も皆な、善來は具足戒を得るなり。何を以ての故に。仏・法王の自ら受戒を与えんには学地に在りて命終することあることなきが故なり。

諸比丘尼には三種ありて受具足戒を得るなり。一は**受八重法**、二は**遣使**、三は**白四羯磨**なり。是の中の受八重法は**初めの一人のみ得て後は得ざる**なり。遣使は半迦尸尼の得しが如く、若し出家せんと欲するありて道路に障礙あり、相似もまた得るなり。是の使人は衆僧中に羯磨を受けること多からず少なからずして、(しかる後に)半迦尸尼に向かつて説き、亦た三依止を説き、応に受戒の歲月時節を説くべく、亦た応に八波羅夷

法を広説すべし。是の如きを具足戒を得と名づく。若し是の如からずんば具足戒を得ずとする。

「十種」は、特定の比丘ないしは比丘尼にとっての特殊な具足戒で、一般の比丘・比丘尼には適用されない具足戒法と、一般の比丘・比丘尼に適用される「誰でも具足戒法」を含めた最大限の具足戒法の種類を上げたものである。しかしながらこのなかには辺国に対する中国の〈十衆〉と比丘尼の〈二部僧〉が明示されないが、これは「白四羯磨得具足戒」に含まれているものと考えられる。なお「仏命の善来比丘得具足戒」の仏命は、仏命という人物名ではなく、仏が命じたという意である。

また「三種得具足戒」は比丘の「誰でも具足戒」をいったもので、このなかでは白四羯磨が制定されて以降の「帰命三唱」は無効になったとされている。ただし「善来作比丘」は白四羯磨が制定されて以降も仏・法王が与えられたものであるからすべて有効であるとする。すべて無学果を得るからであるというのである。なお「持律第五得受具足戒」も辺地という特殊な場合ではあるが、これも有効な具足戒法であり、これも白四羯磨には違いないから、これは「白四羯磨得具足戒（白四羯磨）」中に含まれているものと考えられる。

また比丘尼の具足戒法は「受八重法即得具足戒（受八重法）」「遣使得受具足戒（遣使）」「白四羯磨」の3種であり、「八重法」はマハーパジャーパティー・ゴータミー（Mahāpajāpatī Gotamī）1人のみに適用されたものであり、「遣使」は釈尊のもとに行つて出家しようと考えた娼婦の半迦尸尼（アッダカーシー Adḍhakāśī）を悪人たちが阻止したため、「使者をもって具足戒を授けることを許す」と制せられたとするもので⁽²⁾、道路に障礙がある場合とその相似の場合は他の女性にも適用できるとされている。また「白四羯磨」は比丘尼の場合は比丘尼サンガと比丘サンガの両方での白四羯磨が必要であり、ここには二部僧中の受戒についてはふれられていないが、ここにいる「白四羯磨」は正確にはこれをさしていると解釈される。

なお10種中の「長老摩訶迦葉の自誓即得具足戒」というのは、王舎城とナーランダの中間にある多子廟において、摩訶迦葉が「是我大師。我是弟子」と言ったの対して、仏は「如是迦葉。我是汝師、汝是弟子」と言われたという事績をさしている⁽³⁾。

「蘇陀の随順答仏論故得具足戒」というのは、[1-2]に紹介する須陀夷の「問答得」、[1-3]に紹介する蘇陀夷（Sodāyin）の「善巧酬答所問」、[1-5]の鄔陀夷の「問訊」「問答」、[1-8]の難陀耶沙弥の「仏勅聽受具即得受具」に相当するが、その因縁は[1-7]の『パーリ律』の註釈書の説を紹介するところで解説する。

(1) 大正23 p.410上

(2) Vinaya「比丘尼羯度」(vol.II p.277)、『五分律』「比丘尼法」(大正22 p.189上)、『十誦律』「雜法」(大正23 p.295中)。なお『四分律』「比丘尼羯度」(大正22 p.926中)ではアッダカーシーではなく「諸比丘尼」となっている。このように律の本文では半迦尸尼であるが、次項に紹介する『薩婆多部毘尼摩得勒伽』をはじめ『俱舍論』『根本薩婆多部律撰』などは Dharmadinnā (法与、達摩提那、法授尼、達摩陳那)とする。しかし『僧祇律』「比丘尼法」(大正22 p.474中)はこの因縁の比丘尼を「法預比丘尼の弟子某甲」とするから、あるいは大衆部系統の伝承が有部系の伝承の中に紛れ込んだのかもしれない。

(3) 詳しくは「モノグラフ」第9号(2004年5月)に掲載した【論文】「摩訶迦葉

(Mahākassapa) の研究」の p.016 以下を参照されたい。

[1-2] 『十誦律』系の『薩婆多毘尼毘婆沙』と『薩婆多部毘尼摩得勒伽』には次のような記述が見いだされる。『薩婆多毘尼毘婆沙』は、

「七種受戒」は幾くか仏より得、幾くか仏より得ざるや。答えて曰く。大にして之を言わば、七種受戒は尽く仏より得るなり。仏の出世を以て是の戒有るが故に。義を以て推せば三種戒は仏より得るなり。一は**見諦得戒**、二は**善来得戒**、三は**自誓得戒**、是れ仏より得るなり。余の四種受戒は弟子より得るなり。一は**三語**、二は**三帰**、三は**八法受戒**、四は**白四羯磨**、此の四種戒は弟子より得るなり⁽¹⁾。

とし、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』は、

「十種受具戒」あり。一は**無師得**にして如来の阿羅呵三藐三仏馱を謂う。二は**見諦得**にして五比丘を謂う。三は**問答得**にして須陀夷を謂う。四は**三帰得**なり。五は**自誓得**にして摩訶迦葉及三説を謂う。六は**辺地律師等五衆得**なり。七は**中国十衆得**なり。八は**八重得**にして摩訶波闍波提等を謂う。九は**遣使得**にして法与を謂う。十は**二部僧得**なり。若し**白四羯磨**を制し已らば**三語・三帰受具足戒**は具足戒を得ず。若し未だ**白四羯磨**を制せざれば**三語・三帰受戒**も善得具足戒なり。善来は若しくは前、若しくは後も受戒善得具足戒なり。何が故に。善来比丘は我れが受具戒を与えし者は是れ最後身にして、比丘の終に学人にして無常を作さず。是の故に善得具足戒なり。

比丘尼の受具足戒に「三種受」有り。一は**受八敬法**、二は**遣使**、三は**二部僧現前白四羯磨受具足戒**なり。受八敬法とは摩訶波闍波提比丘尼等なり。是の事応に広く説くべし。遣使受戒とは達摩提那あるいは相似ある者なり。若し難ありて出るを得ざれば、爾の時彼がために羯磨を作す。羯磨を得し者は彼の説を持ち去り向い已りて語言す。

「姉妹は善得具足戒す」と。是より後に**二部僧現在前白四羯磨受具足戒得具足戒**す。八敬は遣使受は得ず。是れを受具足戒と名づく⁽²⁾。

とする。

『毘婆沙』の「七種受戒」はすべては仏が出世されたことに由来するのであるから、すべては仏から得たことになるが、義によって分ければ仏より得るもの3種と、弟子より得るもの4種に分かれるとする。なおここでは「三語」と「三帰」が分けられているが、『摩得勒伽』の「十種受具戒」中では「若し白四羯磨を制し已らば**三語・三帰受具足戒**は具足戒を得ず。若し未だ**白四羯磨**を制せざれば**三語・三帰受戒**も善得具足戒なり」としており、「三語」と「三帰」は区別されていないようである。以下に紹介する文中にも「三語」という語は出てくるがこれは明らかに「三帰」をさしている。そういう意味では『摩得勒伽』の文章は納得しうるが、『毘婆沙』がどうして「一は三語、二は三帰」と区別するのかよく分からない。あるいは『摩得勒伽』が摩訶迦葉の「自誓得」を「及三説」としているからこれをさすのかもしれない。確かに『別訳雜阿含』119では摩訶迦葉が多子塔のところで世尊に会った時に、摩訶迦葉は「仏是我世尊。我是仏弟子。如是三説」とし、仏もまた「我是汝世尊。汝是我弟子。亦復三説」⁽³⁾とされている。しかしこれに対応する SN.016-011⁽⁴⁾、『雜阿含』1144⁽⁵⁾では「三説」は記さない。このようによく分からないところがあるが⁽⁶⁾、とりあえずここでは「三語」＝「三帰」と考えておく。

なお『摩得勒伽』に「善来得」がないのは不思議である⁽⁷⁾。また『毘婆沙』の「七種受戒」中の「八法受」を「八重得」と解しておいたが、もしこれが「八重得」に相当するとすると、これを「弟子より得る戒」とするのも気になる。しかし摩訶波闍波提は「八重法」を阿難から得たと考えれば問題はないのかもしれない⁽⁸⁾。また『毘婆沙』の「七種受戒」は比丘の具足戒を上げたものとする、「八法受」を「八重得」と解釈するのは正しくないかもしれない。またこれには比丘尼の具足戒も含められているとするなら「遣使得」や「二部僧得」も上げられなければならない。しかしこれも広い意味では「白四羯磨」に含まれるから、これに含ませているのかもしれない。以上のようにこれらのアイデンティファイにはいくつかの疑問点が存するが、今は以上のように理解しておく。

- (1) 大正 23 p.512 上
- (2) 大正 23 p.594 上
- (3) 大正 02 p.418 中
- (4) vol. II p.217
- (5) 大正 02 p.302 下
- (6) この伝承については、先に紹介した【論文 8】「摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究」の p.016 を参照されたい。
- (7) 佐藤密雄『前掲書』p.187 は、「毘尼摩得迦が善来比丘受具を除いて、白四羯磨の一種である比丘尼の二部僧得を入れているのは注目に値する。善来比丘受具は、仏陀なき後は伝説化して存在しなかったのであるし、ついに、数えられなくなって、十種受具を整えるために比丘尼羯磨から二部僧得を取り入れて数えたとみられる」とされている。しかし伝説化した特殊な比丘に対する受具を上げるとすれば、むしろ見諦得の五比丘、問答得の須陀夷、自誓得の摩訶迦葉を上げるべきであって、善来は釈尊存命中は入滅の時点まで行われたむしろ「誰でも具足戒」に属するものであり、著者のような理由が妥当性をもつとは思われない。
- (8) 「モノグラフ」第 10 号 (2005 年 4 月) に掲載した【論文 10】「*Mahāpajāpatī Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成」の p.031 以下を参照されたい。

[1-3] また大きくいえば説一切有部系といってよい論蔵文献の中にも具足戒の種類に関する記述が見いだされる。すべて 10 種をあげるが、どのような名称が使われているかをみるために、具足戒の名称のみをあげておく。

- 『雜阿毘曇心論』：(十種受具足として) 自起、超升離生、善来、師受、問樂、受重法、遣使、律師第五人、十衆、三歸三説⁽¹⁾。
- 『俱舍積論』：(受大戒有十種として) 自然得大戒、入正定聚得大戒、呼善来比丘得大戒、信受大師得大戒、答問難得大戒、信受八尊法得大戒、遣使得大戒、能持毘那耶為第五、十部於中国得大戒、三説三歸得大戒⁽²⁾。
- 『俱舍論』：(十種得具戒法として) 自然 (*svayambhūtvā*)、得入正性離生 (*niyāmāvakrānti*)、仏命善来苾芻 (*ehibhikṣuka*)、信受仏為大師 (*abhyupagama*)、善巧酬答所問 (*praśnārādhana*)、敬受八尊重法 (*gurudharmābhyupagama*)、遣使 (*dūta*)、持律為第五人 (*vinayadharapañcama*)、十衆 (*daśavarga*)、三説歸仏法僧 (*traivācika*)⁽³⁾。
- 『順正理論』：(十種得具戒法として) 自然、仏命善来苾芻、得入正性離生、信受仏為

【2】具足戒の種類と名称

大師、善巧酬答所問、敬受八尊重法、遣使、持律為第五人、十衆、三説歸佛法僧⁽⁴⁾。

『顯宗論』：(十種得具戒法として)自然、仏命善來苾芻、得入正性離生、信受仏為大師、善巧酬答所問、敬受八尊重法、遣使、持律為第五人、十衆、三説歸佛法僧⁽⁵⁾。

ちなみにこれらがどのような具足戒であるかを『俱舍論』は次のようにいう。「自然」は仏・獨覺、「得入正性離生」は五苾芻、「仏命善來苾芻」は耶舎等、「信受仏為大師」は大迦葉、「善巧酬答所問」は蘇陀夷(Sodāyin)、「敬受八尊重法」は大生主(Mahāprajāpati)、「遣使」は法授尼(Dharmadinnā)、「持律為第五人」は迦国、十衆は「中国」、「三説歸佛法僧」は六十賢部が共に集って受具戒したもの、とされている。

またこれには「二部僧」が含まれていないが、「十衆」は「謂中国」としており、ここに比丘と比丘尼の中国での具足戒法が含まれているものと考えられる。

なおこのなかの「三説歸佛法僧」が普通の〈三歸〉を意味しない可能性のあることは、次項に記す。

- (1) 大正 28 p.890 下
- (2) 大正 29 p.231 下
- (3) 大正 29 p.074 中、P.Pradhan, *Abhidharma-koshabhāṣya of Vasubandhu*, 1967, Patna p.212
- (4) 大正 29 p.551 上
- (5) 大正 29 p.867 下

[1-4] 以上『十誦律』を中心とする説一切有部系の「律藏」や律の「註釈」、および「論」の記述を紹介した。これを表にまとめると次のようになる。比丘尼の具足戒は斜線で示した。なお『順正理論』と『顯宗論』は『俱舍論』と順序は異なるが訳語はまったく同じなので『俱舍論』に代表させる。

『十誦律』 十種	『毘婆沙』 七種	『摩得勒伽』 十種	『曇心論』 十種	『釈論』 十種	『俱舍論』 十種
自然無師得		無師得	自起	自然得	自然
得道即得	見諦得	見諦得	超升離生	入正定聚得	得入正性離生
自誓即得	自誓得	自誓得	師受	信受大師得	信受仏為大師
随順答仏論故得		問答得	問樂	答問難得	善巧酬答所問
持律第五得		五衆得	律師第五人	能持毘那耶為第五	持律為第五人
受八重法即得	八法受	八重得	受重法	信受八尊法得	敬受八尊重法
遣使得		遣使得	遣使	遣使得	遣使
善來比丘得	善來得		善來	呼善來比丘得	仏命善來苾芻
歸命三宝即得	三語 三歸	三歸得	三歸三説	三説三歸得	三説歸佛法僧
白四羯磨得	白四羯磨	十衆得	十衆	十部於中国得	十衆
		二部僧得			

なお、この系統の特徴は、五比丘の具足戒を「得道即得」「見諦得」「得入正性離生」な

どの名でよぶように、五比丘は〈善来〉で具足戒を得たのではなく見諦し入正性離生したことによって具足戒を得たとしている点である。次章で紹介するように仏伝部分のある「受戒韃度」をもつ『パーリ律』『四分律』『五分律』はすべて五比丘は〈善来〉によって具足戒を得たとしているから、もし説一切有部系の『十誦律』が仏伝部分を持っていたとしたなら、異なった伝承を持っていたであろうと推測される。

また仏の具足戒としての「自然無師得」などを上げるのも特徴とすることができるかもしれないが⁽¹⁾、正量部の『律二十二明了論』にも「諸仏世尊の無量功德波羅蜜至得」⁽²⁾があげられている。

- (1) 佐藤密雄『初期仏教教団の研究』p.186にも、有部（薩婆多）系の具足戒の種類の特徴は、釈尊の自然得と五比丘の得道得であることが指摘されており、『律二十二明了論』については、「正量部の二十二明了論に、諸仏独覚の自然得を記すが釈尊の自然得ではない」とされている。しかし釈尊の具足戒もここに含まれると解釈することが拒まれるものではないであろう。

- (2) 大正24 p.668 下

[1-5] 『根本有部律』は説一切有部系として扱うことができるかもしれないが、具足戒の種類という面からみれば微妙な相違が存する。『根本薩婆多部律撰』と『根本説一切有部毘奈耶頌』に「十種の近円法」が説かれているのでこれを紹介する。

まず『根本薩婆多部律撰』は、

総じて十種の得近円法有り。云何が十と為す。一は**無師**、謂く仏世尊なり。二は**証智**、謂く五苾芻なり。三は**問訊**、謂く鄢陀夷なり。四は**帰依**、謂く大迦提波なり。五は**五人**、謂く是れ迦国律師を第五と為す。六は**十人**、謂く中方に在り。七は**受敬法**、謂く大世主なり。八は**遣使**、謂く達摩陳那なり。九は**二衆**、謂く両部俱集なり。十は**善来**、謂く大師親命なり。是を名けて十と為す⁽¹⁾。

とする。

また『根本説一切有部毘奈耶頌』は、

毘婆沙の如きは十種の得近円を説く 世尊一切智は是れ**自覚受**と名づく 橋陳如を上首として**得定道**は五人なり 賢部の諸は浄心にして彼れ悉く**従帰得**なり 法与は**使得**に由り、**善来**にて苾芻を成ず 大姓迦提波は元と**敬師得**に由る 童子鄢陀夷は善能く**問答**を為す 大師の意を称可して仏近円を成ずと言う 中国は**満十人** 辺方は**数充五**にして 或は復た此を過ぎ 乗りて知法人を須う 又た喬答弥大世主に因みて仏を請じ 為に**八敬法**を説き斯を得近円と名づく 八を除く余は若し受けんとせば皆な白四羯磨なり⁽²⁾。

とする。

この2つを対照させてみると次のようになる。

『律撰』 10種	『毘奈耶頌』 10種
無師	自覚受
証智	得定道

【2】具足戒の種類と名称

問訊	問答
帰依	敬師得
五人	数充五
十人	満十人
受敬法	八敬法
遣使	使得
二衆	
善来	善来
	従帰得

このなかで「問訊」もしくは「問答」の「鄢陀夷」は、名は異なるが『十誦律』の「蘇陀」すなわち [1-7] の (4) で紹介する「ソーパーカ (Sopāka) に相当するであろう。

また『毘奈耶頌』の「従帰得」について、佐藤密雄『前掲書』⁽³⁾では、「橋陳如上首得定道五人 賢部諸浄心 彼悉従帰得」の部分で、「五人の賢部の諸浄心は、彼れ悉く帰に従って得す」と読み、「これは、耶舎と四人の友人を指すものである。これらは、巴利律や四分律ではいずれも善来比丘受具となっている」とされるように、耶舎と四人の友人は善来であったと理解されているようである。しかし別に「善来成苾芻」があるから、このようには理解できないはずである。そうすると「従帰得」が相当する具足戒法は〈三帰）なのかもしれない。『根本有部律破僧事』によれば、六十賢部は初めて仏説を聞き、心器清浄となって四聖諦法を了知して預流果を証し、「今より乃至尽形に仏法僧に帰し、五学処を受けて鄢波索迦と為り、不殺・不盗・不邪行・不妄語・不飲酒せんと、是の語を作し已りて仏を礼して退けり」⁽⁴⁾としているからである。しかしこれは鄢波索迦すなわち優婆塞になったのであって具足戒ではない。また六十賢部は、『根本有部律』ではこの他に「泥薩祇波逸底迦 004」⁽⁵⁾、「苾芻尼泥薩祇波逸底迦 004」⁽⁶⁾、「出家事」⁽⁷⁾などに登場するが、「見諦に住せしめた」「正信を得た」などと記されるのみであり、苾芻になったのか優婆塞になったのか必ずしも明確ではない。しかし「破僧事」は他の箇所でも、「次に賢衆六十人民を度し、この故に苾芻其の衆漸く多なり」⁽⁸⁾とするから、六十賢部は苾芻になったと考えているのかもしれない。

この六十賢部は『パーリ律』の30人の賢衆 (bhaddavaggiyā)⁽⁹⁾、『四分律』の同友五十人⁽¹⁰⁾、『五分律』の同友三十人⁽¹¹⁾に相応する。『パーリ律』と『四分律』は確かに釈尊が〈三帰）を許された後の最初の比丘であるが、彼らは法眼浄を得て〈善来）で具足戒を得たとされているから、彼らが〈三帰）によって具足戒を受けたことにはなっていない。また『五分律』は後述するように〈三帰）を認めないから、〈三帰）で具足戒を得たとはされないのはもちろんであるが、ここでは阿羅漢を得たとされるのみでどの具足戒法を得たかについては記されていない。したがって六十賢部がここに「誰でも具足戒」として扱っている普通の〈三帰）によって具足戒を得たとは考えられない。

しかしながら『俱舎論』も六十賢部を「三説帰仏法僧」としているから、これは『毘奈耶頌』に与するわけである。ところが『十誦律』も『薩婆多毘尼毘婆沙』『薩婆多部毘尼摩得

勸伽』も〈三歸〉については六十賢部などの特定の人名を挙げない。要するに「誰でも具足戒」と考えていたわけである。このことからすると、『毘奈耶頌』の「從歸得」や『俱舍論』などの論書がいう「三説歸仏法僧」は、これを具足戒法と考えていたとしても、「誰でも具足戒」である普通の〈三歸〉とは異なる別の具足戒法を考えていたのではないであろうか。その証拠は、一般的な「歸命三唱」「三歸」「三歸得」などの名称が使われないことと、『俱舍論』などの論書では、これが十種の最後にあげられることである。

このように『俱舍論』などの論書がいう「三説歸仏法僧」が普通の〈三歸〉を意味しないとすると、『俱舍論』などの有部系の論書も「誰でも具足戒法」である〈三歸〉を具足戒と認めていなかったことになる。

したがって『律撰』は「十種得近円法」に〈三歸〉と考えられるようなものはあげないのであり、『毘奈耶頌』は「十種の得近円」に「從歸得」なる具足戒をあげたために『律撰』のいう「二衆」を欠く結果となっている。このように考えると『律撰』のほうに正当性があるように考えられる。

以上のように『根本有部律』系統でも、五比丘の具足戒を〈善來〉とみず、「見諦」「得入正性離生」によって具足戒を得たとし、仏の具足戒を「無師」などとする点では『十誦律』の系統と同じであるが、『根本有部律』では〈三歸〉を認めないという大きな違いがある。しかし有部系でありながら『俱舍論』などの論書もそうであったかもしれない。これについては〈三歸〉を検討する第【4】章においてもう少し細かく検討する。

- (1) 大正 24 p.599 上
- (2) 大正 24 p.618 中
- (3) p.187
- (4) 大正 24 p.130 中
- (5) 大正 23 p.717 上
- (6) 大正 23 p.948 中
- (7) 大正 23 p.1027 上
- (8) 大正 24 p.156 下
- (9) *Vinaya* vol. I p.023
- (10) 大正 22 p.793 上
- (11) 大正 22 p.107 上

[1-6] 以上の『十誦律』と『根本有部律』とは系統をまったく異にする『僧祇律』は次のように具足戒法に4種があるとする。ただしこれは「誰でも具足戒」のみを上げたものである。なお次に紹介する2つの文章は同一の主題について記された文章中に含まれるが、用語が異なるので別記した。

「四種具足法」あり。自具足、善來具足、十衆具足、五衆具足なり⁽¹⁾。

自受具足、善來受具足、十衆白三羯磨受具足、輪那迦地の五衆白三羯磨受具足、是れを「四種受具足」と名づく⁽²⁾。

「律藏」自身の解説によれば、このうちの「自具足」というのは、世尊が菩提樹下で大悟して自覚妙証されて善具足したことをさす。また「善來具足」は、如来が度した阿若憍陳如等五人をはじめとして満慈子以下長者子善來までは「善來出家善受具足」であったが、世尊

の教えを受けて諸国に遊行した諸比丘たちも世尊に倣って「善来比丘」で出家せしめた。しかし諸比丘が度し出家させた者たちはみな威儀進止が不如法であったので、「共に戒を1にし、竟を1にし、住を1にし、食を1にし、学を1にし、説を1にするために十衆受具足を定められた」としている。したがって『僧祇律』は世尊が仏弟子たちを諸国に布教に出した時に、仏弟子たちが出先で出家具足戒を与えたのは〈三歸〉ではなく〈善来〉であったとしていることになる。『僧祇律』は〈三歸〉という具足戒法があったことを認めていないのである。したがってこの点については、『僧祇律』は『根本有部律』と共通することになる。なお『十誦律』は摩訶迦葉の具足戒を「自誓即得具足戒」とするのであるが、『僧祇律』は摩訶迦葉も世尊から〈善来〉で具足戒を得たとしている。

なお『僧祇律』は「白四羯磨」のことを「白三羯磨」という。「白四羯磨」のパーリ語は‘*ñatticatuttha-kamma*’であって「白を第4とする羯磨」の意であり、「白四羯磨」という訳語は議案提出に当たる「白」と3回の「議決」をあわせて「白四羯磨」というのであるが、『僧祇律』は「白」と「3回の議決」を分けて「白三羯磨」と訳したのである。また「輪那辺地」というのは、『僧祇律』は〈五衆〉が制定される因縁となった辺地を、摩訶迦旃延 (*Mahākaccāna*) が布教してソーナ・クティカンナ (*Soṇa Kuṭṭikaṇṇa*) が比丘となったアヴァンティ (*Avanti*) ではなく、ブンナ (富楼那=*Puṇṇa*) の布教したパーリのいう「スナーパラнта (*Sunāparanta*)」=輪那国と混同しているからである。これについては第【7】章の「摩訶迦旃延 (*Mahākaccāna*) の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」のところで詳しく検討する。

(1) 大正 22 p.412 中

(2) 大正 22 p.416 上

[1-7] もっとも注目すべき『パーリ律』本体には、具足戒の種類に言及するところはない。しかし『パーリ律』の註釈書である *Samantapāsādikā* (1) には *upasampadā* に 8 種 (*aṭṭhavidhā*) があるとす。その名称とそれぞれについて解説されている要点を紹介すると次のようになる。パーリ語からの漢訳語は次に紹介する『善見律毘婆沙』から借りたものである。

- (1) *ehibhikkhu-upasampadā* (善来比丘得具足戒) : すでに述べた
- (2) *saraṇagamana-upasampadā* (三歸得具足戒) : すでに述べた
- (3) *ovādapatiṅgahaṇa-upasampadā* (受教得具足戒) : 摩訶迦葉の許された具足戒
- (4) *pañhavyākaraṇa-upasampadā* (問得具足戒) : ソーパーカ (*Sopāka*) が釈尊と問答して許された具足戒
- (5) *garudhammapatiṅgahaṇa-upasampadā* (受重法得具足戒) : マハーパジャーパティエーの許された具足戒
- (6) *dūtena-upasampadā* (遣使得具足戒) : アッダカーシー (*Aḍḍhakāsi*) が世尊のところに行こうとして邪魔された時に許された具足戒
- (7) *aṭṭhavācikā-upasampadā* (以八語得具足戒) : 比丘尼が比丘尼サンガの白四羯磨と比丘サンガの白四羯磨の両方の羯磨による具足戒
- (8) *ñatticatutthakamma-upasampadā* (白四羯磨得具足戒) : 比丘の現在の具足戒

以上のうち(4)のソーパーカというのは、*Theragāthā*のvs.480～486の作者とされる人物で、ここでは釈尊がソーパーカに種々の質問をして彼はそれによく答えたので、釈尊が「ソーパーカよ、今日から以後(会いたいと思う時に)会いに来なさい。ソーパーカよ、これがあなたの具足戒である(*esā c' eva te Sopāka bhavatu upasampadā*)」と言われたというエピソードが元になったものである。なお彼はその時7歳であったとしている。また(7)の「以八語得具足戒」という名称は、比丘尼サンガの白四羯磨と比丘サンガの白四羯磨をあわせて「8語(*aṭṭhavācikā*)」と呼んだのであろう。なおここには〈十衆〉と〈五衆〉にあたるものが上げられていないが、これは最後の「白四羯磨具足戒」に含まれるのであろうことは推測するに難くない。

また具足戒に8種ありとしているわけではないが、上記の8種の具足戒が『善見律毘婆沙』(2)にも説かれている。要約して紹介すると次のようになる。

- (1) 善来比丘得具足戒：阿若憍陳如等5人から鶖掘摩羅まで1,341人。その他斯楼婆羅門ら300人、摩訶劫賓那ら1,000人など。
- (2) 三歸得具足戒：律に説くところのごとし。
- (3) 受教得具足戒：迦葉
- (4) 問得具足戒：須波迦
- (5) 受重法得具足戒：摩訶波闍波提比丘尼
- (6) 遣使得具足戒：半迦尸尼
- (7) 以八語得具足戒：比丘尼より白四羯磨を得、比丘僧からも白四羯磨を得る。
- (8) 白四羯磨得具足戒：今世の比丘

(1) vol. I pp.241～242

(2) 大正24 p.718上

[1-8]ははっきりしないが『四分律』系統とみられる『毘尼母經』(1)には次のような記述がある。

「五種受具」を名づけて受具と為す。何者か五なりや。一は善来比丘即得受具、二は三語即得受具、三は白四羯磨受戒名為受具、四は仏勅聽受具即得受具、五は上受具なり。何が故に名づけて上受具と為すや。仏在世の時受戒せずして直ちに仏邊に在り、聽法して阿羅漢を得るを上受具と名づく。是れを比丘の五種受具と名づく。

比丘尼にもまた「五種受具」有り。一は隨師教而行名為受具、二は白四羯磨而得受具、三は遣使現前而得受具、四は善来而得受具、五は上受具なり。能く成就して一切諸悪を作さず。是れを受具と名づく(2)。

また別に、

此の中に「四種受具」あり。善来より乃至白四是れなり。

比丘尼にもまた「四種受具」あり。一は如摩登祇女是れなり、二は師法是れなり、三は遣使現前是れなり、四は白四羯磨是れなり(3)。

としている。

「五種受具」のうち「三語即得受具」というのは「歸依仏歸依法歸依僧、如来応正覚はこれ我が師なり」と唱えることであるとするから(4)〈三歸〉のことである。また「仏勅聽受

具即得受具」というのは、仏が舍衛国の比舍佉鹿母園中におられたとき蘇陀耶沙弥に質問され、彼は仏の意にかなう答えをしたため、「今からはもし疑惑があったら来ることほしいままにせよ」と戒を与えられたと解説しているから⁽⁵⁾、名前が一致しないが *Samantapāsādikā* のいうソーパーカ (Sopāka) の「記問領受具足戒」に相当し、『十誦律』の「随順答仏論故得具足戒」、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の「問答得」に当たるであろう。

また「上受具」というのは、「仏の説法を聞いて阿羅漢果を得ること」をいい、この後の解説中に「云何上受具」として、20歳未満でも阿羅漢を得た者は上受具であるとしている⁽⁶⁾。『十誦律』の「得道即得具足戒」や、『毘婆沙』『摩得勒伽』のいう「見諦得」がこれに相応するのかもしれない。しかし五比丘をイメージしているのではなさそうである。なぜなら『十誦律』や『毘婆沙』『摩得勒伽』、それに『根本有部律』などは五比丘の具足戒をさすがゆえに、この具足戒法は〈善来〉よりも前に上げられるが、ここでは五比丘と指示しない上に20歳未満とし、具足戒の種類として最後に上げられるからである。原始聖典には20歳未満で阿羅漢果を得たという例は数多くあり⁽⁷⁾、これらをイメージしたものと考えられる。また「上受具」は成阿羅漢をいうが、「見諦得」の「見諦」は預流果に相当するのであるから「上受具」とは相応しないかもしれない。しかし趣旨そのものは「得道即得具足戒」なのであるから、ここでは「上受具」を「得道即得具足戒」にアイデンティファイさせておく。

また比丘尼の「五種受具」のうちの「随師教而行名為受具」というのは、世尊が説かれた八教法を守るなら女性の出家を認めてもよいという言葉が阿難が摩訶波闍波提憍曇弥らに伝え、これを受けて出家したこととされているから⁽⁸⁾、これは『十誦律』の「受八重法即得具足戒」、*Samantapāsādikā* の「受重法得具足戒」、『摩得勒伽』の「八重得」に相当する。

また比丘尼の「善来而得受具」というのは摩登祇女が世尊のところに来て、説法を聞いて須陀洹果を得て出家を願ったのに対して、「我が法中において梵行を修し、苦際を尽くすことを許す」といわれたケースとしている⁽⁹⁾。「四種受具」中の「如摩登祇女」はこれをいうわけである。このようにこれは比丘の「善来比丘戒」に相当することになるが、ただそうするとこれは「善来比丘尼戒」ということになり、〈善来〉は通常は比丘に対する具足戒であるから少々奇異にも感じられる。しかし後に波羅提木叉の条文中の「比丘尼」を調査するところで明らかになるように、『パーリ律』も『四分律』も〈善来〉の比丘尼をあげるので、世尊はこのようにして女性に具足戒を与えたことがあることを認めていたことになる。なお摩登祇女の「善来戒」については、次章【3】の[1-3]において検討する。

また比丘尼の「四種受具」中の「師法」というのは、比丘尼の「五種受具」中の「随師教而行名為受具」に相当するのであろう。

なお比丘の「四種受具」は「善来より乃至白四」とされているので、何が省略されているのかわからない。

このように『毘尼母經』は、比丘尼にも〈善来〉を認めるところに特徴がある。

(1) 『律蔵の研究I』(「平川彰著作集」第9巻) p.270

(2) 大正24 p.801 上

(3) 大正24 p.806 中

(4) 大正24 p.802 上

【2】具足戒の種類と名称

- (5) 大正 24 p.803 上
(6) 大正 24 p.803 上
(7) *Apadāna* には、7 歳や 5 歳で阿羅漢果を得たという例がたくさん上げられている。3-3-23、3-3-24、3-6-51、3-6-59、3-34-336、3-43-424、4-1-9、4-2-15 は「7 歳」、3-3-24、3-6-59 などは「5 歳」である。なお佐藤密雄『前掲書』p.190 では、これを「漏尽したものは 20 歳未満でも受具させるというのか、20 歳未満の受具は無効だが、漏尽することが即ち上受具というのか、いずれであるか判然としない」とする。しかし在家阿羅漢を認めない上座部系の部派では、阿羅漢性と在家性は相反するので、阿羅漢を得た在家者は直後に出家受具するか、死ななければならないのであるから、上受具は漏尽即具足戒の意味であることは明らかである。
(8) 大正 24 p.803 上
(9) 大正 24 p.803 中

[1-9] また正量部佛陀多羅多法師造の『律二十二明了論』は、

依他円徳に七種ありと説く。比丘に四種円徳あり。一に**善来比丘**に由って方に得す、二に**受三帰**に由って方に得す、三に**略羯磨**に由って方に得す、四に**広羯磨**に由って方に得す。比丘尼に三種円徳あり。一に**善来比丘尼**に由って方に得す、二に**遣使**に由って方に得す、三に**広羯磨**に由って方に得す。独覚は有量功德至得、諸仏世尊は無量功德波羅蜜至得にして、合して九種円徳あり (1)。

とする。ここでは具足戒を「円徳」と訳しているわけである。

比丘の「略羯磨」は〈五衆〉、「広羯磨」は〈十衆〉をいったものであろう。またこれも「善来比丘尼」具足戒を上げている。なお比丘尼に「略羯磨」を認めないのは、比丘尼には辺地での具足戒法はなかったということを示すのであろう。これらはまさに「律蔵」の認める「誰でも具足戒法」のすべてを上げたものである。

(1) 大正 24 p.668 下

[1-10] 以上具足戒の種類を説く文献を紹介してきた。それぞれの文献にどのような特徴があるかを確認するために、これらを一覧表にしておく。なお具足戒名は『十誦律』の 10 種具足戒中にあるものはこれを用いる。なお〈十衆〉〈二部僧〉を「白四羯磨」のなかに含ませる場合が多いが、これらを別立てする文献もあるのでこれらも別項目として立てておく。

『十誦律』のような場合は白四羯磨のところに○を付して〈十衆〉〈二部僧〉は空欄となるが、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』のように〈十衆〉〈二部僧〉を別立てする文献は「白四羯磨」は空欄となる。また *Samantapāsādikā* のように白四羯磨に〈十衆〉と〈五衆〉を含ませる場合もあるが、これも〈十衆〉と〈五衆〉は空欄となる。また比丘尼の具足戒として示されたものについてはその欄に網を掛けておいた。

なお有部系の論蔵は『俱舎論』に代表させ、『根本有部律』系は『根本薩婆多部律撰』を取った。

また紙幅の関係で文献名は以下の番号で示す。

- ① 『十誦律』の十種受具
- ② 『十誦律』の比丘尼の三種受具足戒

【2】 具足戒の種類と名称

- ③『薩婆多毘尼毘婆沙』の七種受具
- ④『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の十種受具
- ⑤『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の比丘尼の三種受
- ⑥『俱舍論』の十種得具戒法
- ⑦『根本薩婆多部律撰』の十種得近円法
- ⑧『僧祇律』の四種受具足
- ⑨ *Samantapāsādikā* の八種具足戒
- ⑩『毘尼母經』の比丘の五種受具
- ⑪『毘尼母經』の比丘尼の五種受具
- ⑫『毘尼母經』の比丘尼の四種受具
- ⑬『律二十二明了論』の比丘の四種円徳+有量功徳至得、無量功徳波羅蜜至得
- ⑭『律二十二明了論』の比丘尼の三種円徳

具足戒名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
自然無師得	○			○		○	○	○					○	
得道即得	○		○	○		○	○			○	○			
自誓得	○		○	○		○	○		○					
随順答仏論	○			○		○	○		○	○				
持律第五得	○			○		○	○	○					○	
受八重法即得	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○		
遣使得	○	○		○	○	○	○		○		○	○		○
善来比丘得	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
帰命三宝	○		○	○		○			○	○			○	
白四羯磨	○		○			○			○	○	○	○		
十衆				○			○	○					○	
二部僧		○		○	○		○		○					○
有量功徳至得													○	

資料を紹介しながら気付いたところは記してきたが、それを上の表からまとめると、それぞれの文献について次のような特徴を指摘することができる。

- (1) 〈三帰〉を欠くのは、⑦『根本薩婆多部律撰』と⑧『僧祇律』である。すなわち『根本有部律』と『僧祇律』は〈三帰〉を認めないことになるが、これは次項以降の調査によっても裏付けられる。なお⑥『俱舍論』の「帰命三宝」に○をしたが、これが〈三帰〉を意味しない可能性のあることは本文中に指摘しておいた。
- (2) 比丘尼にも〈善来〉を認めるのは、⑪『毘尼母經』の比丘尼の五種受具と、⑫『毘尼母經』の比丘尼の四種受具と、⑭『律二十二明了論』の比丘尼の三種円徳である。これに対して②『十誦律』の比丘尼の三種受具足戒と⑤『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の

比丘尼の三種受はこれを認めない。しかし例えば⑨ *Samantapāsādikā* の八種具足戒は比丘尼の具足戒を別立てしないので不明であるが、実は [3] における調査で『パーリ律』と『四分律』は〈善来〉の比丘尼も認めている。そうすると〈善来〉の比丘尼を認めないのは、説一切有部系の『十誦律』の比丘尼の三種受具足戒と『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の比丘尼の三種受だけということになる。

- (3) 五比丘の具足戒を「得道即得」とし〈善来〉としないのは『十誦律』系ならびに『根本有部律』系の「律藏」である。後にみるように仏伝部分をもつ『パーリ律』や『四分律』『五分律』の「受戒韃度」は五比丘の具足戒を〈善来〉としているが、『根本有部律』「出家事」の仏伝では、五比丘と耶舎の具足戒は明記されておらず、明確に〈善来〉で具足戒を得たとするのは富楼那・無垢・驕慢拔提・妙肩の耶舎の4人の友人の出家からである。もし『十誦律』が仏伝を持っていたとするなら、この部分の記述はやはり『パーリ律』などとは異なっていたであろうことが推測される。なお⑩『毘尼母経』の五種受具の「得道即得」にも○をつけておいたが、⑪の比丘尼の五種受具にも○がついているように、これは五比丘をイメージしたものではない。また見諦と成阿羅漢はレベルが異なることを考えると、「上受具」をもって「得道即得」にアイデンティファイすることは不当であるかもしれないことは本文中に記した。
- (4) 仏の「自然無師得」を上げるのは、『十誦律』系と『根本有部律』系、それに⑬『律二十二明了論』である。当然のことであるが、ブツダ釈尊も具足戒を得て比丘となった、ということを表わすわけである。
- (5) 比丘尼の辺国の特例の具足戒法に言及するものはない。したがって比丘尼には比丘のような辺国における特例の具足戒法は認められていなかったのであろう。これは釈尊時代の辺国には比丘尼サンガが存在しなかったことを意味するであろう。

[2] 「律藏」における各種具足戒の制定場面

以上のように比丘および比丘尼一般に適用される「誰でも具足戒法」は〈善来〉〈十衆〉〈五衆〉〈二部僧〉〈遣使〉であり、〈三婦〉を認めない「律藏」もあるが、とりあえずはこれも含めておきたい。

次に「律藏」本文においてこれらが制定される場面においてどのような用語が用いられているか、またそれぞれの「律藏」がどの具足戒法を公認しているかを調査する。

[2-1] まず『パーリ律』である。以下もとりあえず先に記した筆者流の呼び方を使用する。

まず鹿野苑における初転法輪においてアンニャーコンダンニャが具足戒を受けた時には、来なさい、比丘よ (*ehi bhikkhu*)、法はよく説かれた、正しく苦を滅尽せんがために梵行を行ぜよ (*svākkhāto dhammo, cara brahmacariyaṃ sammā dukkhassa antakiriyāya*)。これがこの尊者の具足戒であった (*sā 'va tassa āyasmato upasampadā ahosi*) (1)。

とされている。したがってアンニャーコンダンニャは〈善来〉で具足戒を得たことになるが、ここでは「善来比丘受具足戒」などという名称では呼ばれていないことになる。

次に諸国へ布教に出した仏弟子たちにそれぞれが出先において具足戒を授けてよいと許された時には、

比丘らよ、この三帰依によって出家し具足戒を授けることを許す (*anujānāmi bhikkhave imehi tīhi saraṇagamanehi pabbajjaṃ upasampadaṃ*)⁽²⁾。

とされ、ここでも「三帰依受具足戒」などという名称は使われていない。

また和尚と弟子の制を制定された後、1人の婆羅門が出家を希望したにも拘わらず比丘たちが出家させようとはしなかったので、「白四羯磨」によって具足戒を授けるべきことが許された場面では、

比丘らよ、私は先に三帰依による具足戒を許したけれども (*tīhi saraṇagamanehi upasampadā anuññātā*)、今日以後はこれを捨てる (*ajjatagge paṭikkhipāmi*)。比丘らよ、白四羯磨によって具足戒を授けることを許す (*anujānāmi bhikkhave ṇatticatutthena kammaṃ upasampādetuṃ*)⁽³⁾。

とされている。ここに表現される「三帰依による具足戒」を名称とすることもできるかもしれないが、白四羯磨の場合は‘*upasampādeti*’という動詞を用いているから、『パーリ律』自身はそのような自覚はなかったであろう⁽⁴⁾。

さらにその後、

その時比丘らは2人または3人の衆をもって具足戒を授けた。「比丘らよ、10人に満たない衆をもって具足戒を授けるべからず。具足戒を授ける者は悪作に墮す。比丘らよ、10人もしくは10人を超える衆をもって具足戒を授けることを許す (*anujānāmi bhikkhave dasavaggena vā atirekadasavaggena vā gaṇena upasampādetuṃ*)」⁽⁵⁾。とされており、「白四羯磨具足戒」が制定された時には必要人数が定められていなかったために、2人3人の衆によって具足戒を授けることがあったので、後に10人もしくはこれを越える衆でなければならないことが定められたとする。しかしこれにも名称は与えられていない。

後述するように筆者はこの「白四羯磨具足戒法」が定められた時が「羯磨」が行なわれた最初であり、「羯磨」という概念の基底には「サンガ」という概念がなければならないから、この時サンガが成立したと考えている。これが律蔵の法律として規定する正式な「サンガ」である。ところがここでは、「10人もしくは10人を超える衆 (*gaṇa*)」としてサンガという言葉が用いられていない。しかもこの羯磨が最初は2人または3人の衆によって行われることがあったという。後にはサンガを形成することのできる最少人数は4人ということになるが、初めは2人あるいは3人というサンガもあったことになる。しかしながら『五分律』は初めは「四人乃至九人」で行われることがあったとし、『四分律』や『僧祇律』は初めから〈十衆〉であったように書かれている。『四分律』や『十誦律』のことはよく分からないが、少なくとも『五分律』は4人未満のサンガは想定されていないということになる。

このように白四羯磨具足戒の制定時点では、「衆」といって「サンガ」とはいわず、しかも2人3人の場合もあったとされるなら、この時点で正式なサンガが形成されたとするには若干の躊躇が感じられる。しかし何はともあれこれは「羯磨」と呼ばれるのであり、羯磨と

は‘kamma’であって、これは集団の意思決定すなわち「集団としての行為（業）」を意味するのであるから、この集団は自然形成的なゲマインシャフト的集団ではなく、利益共同体ともいうべきゲゼルシャフト的集団で、現代の法律からいえば「法人格」を有する「法人」としての集団を意味すると思えなければならない。したがってこの羯磨が羯磨規定の最初であるとするなら、その時点でサンガは形成されたことになる。

しかし何故にここにサンガという言葉が用いられていないのかといえば、それは後に整えられた授戒法が想定されているからであろう。よく知られるように授具足戒は「各地に散在する個別のサンガ」の全メンバーによってなされるのではなく、その一部のメンバーが「大界」のなかに「小界」すなわち戒壇を作って行うことが許されている。この「小界」において一部のメンバーによって行う集団が別衆にならないための配慮である。しかしながらこれは大界の中に住する全構成員からなる「サンガ」とは同一ではないため、「サンガ」という言葉を使うことが回避され、「衆」という言葉が使われたのではなかろうか。しかしサンガとその必要人数や羯磨の執行方法などについては、第【5】章の「十衆白四羯磨具足戒法」の制定過程を検討する際に詳しく考察することにしたい。

次に辺地の〈五衆〉が許されたのは、当時アヴァンティに住んでいたマハーカッチャーナの意向をその弟子のソーナ・クティカンナが伝えた時であるが、その場面では、

一切の辺地においては**持律者を第5とする衆による具足戒**を許す (*anujānāmi bhikkhave sabbapaccantimesu janapadesu vinayadharapañcamena gaṇena upasampadam*) (6)。

とされている。「持律者を第5とする衆による具足戒」も名称ととれなくはないが、「律蔵」自身はそういう自覚はなかったであろう。

また比丘尼の具足戒は、八重法によって具足戒を得たマハーパジャーパティー（摩訶波闍波提）が他の釈女の具足戒を請うたのに対して、

比丘らよ、比丘らによって比丘尼らが具足戒を受けることを許す (*anujānāmi bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuniyo upasampādetum*) (7)。

と許されたとされるが、しかし女性に対して男性である比丘が24障を問うのを具足戒を受けようとする女性が恥ずかしがったため、

比丘らよ、比丘尼サンガにおいて1分具足戒を受けてすでに清浄となつて後、比丘サンガにおいて具足戒を授けることを許す (*anujānāmi bhikkhave ekatoupasampannāya bhikkhunisaṃghe visuddhāya bhikkhusaṃghe upasampadam*) (8)。

と改訂されたとされている。これが〈二部僧〉を表わすわけであるが、ここにも名称を示唆するような語句は使われていない。

〈遣使〉は、出家したアッダカーシー (*Aḍḍhakāsi*) が舎衛城におられる釈尊のもとで具足戒を受けるために舎衛城に行こうとした時、悪人らに邪魔をされて行くことができなかったことを契機として定められたが、この場面では、

比丘らよ、使いをもって具足戒を授けることを許す (*anujānāmi bhikkhave dūtena pi upasampādetum*) (9)。

とされている。ここにもこの具足戒法を端的に表現するような名称は与えられていない。

以上のように『パーリ律』には、それぞれの具足戒法を端的な名称をもって呼ぼうという

意識はなかったと判断してよいであろう。それはここに紹介したそれぞれの具足戒法が許された場面のみならず『パーリ律』全体にいえることであって、名称らしきものは先に紹介した注釈書の *Samantapāsādikā* (10) にしか見いだされない。

- (1) *Vinaya* vol. I p.012
- (2) *Vinaya* vol. I p.022
- (3) *Vinaya* vol. I p.056
- (4) 『善見律毘婆沙』(大正 24 p.789 上)には、「自今以去斷三語受戒。衆中有了智慧比丘。為作白四羯磨受戒」とされている。「三語受戒」「白四羯磨受戒」は名称と考えてよいであろう。
- (5) *Vinaya* vol. I p.058
- (6) *Vinaya* vol. I p.197
- (7) *Vinaya* vol. II p.257
- (8) *Vinaya* vol. II p.271
- (9) *Vinaya* vol. II p.277
- (10) *Vinaya* vol. I pp.241~242

[2-2] 次に『四分律』を調査する。各具足戒法の制定因縁は『パーリ律』と同じ場合は省略する。

まず橋陳如の受戒は、

仏言く。來れ比丘よ、我が法中において快く自ら娯樂して梵行を修し苦原を尽くせ。

時に尊者橋陳如は即ち出家して具足戒を受くと名づく。是れを比丘中の初受具足戒と謂う (1)。

とされ、名称は与えられていない。

〈三歸〉は

仏言く。自今已去三語を聽す。即ち受具足戒と名づく (2)。

とする。『四分律』は〈三歸〉を「三語」というのであるが、これは名称と考えてよいであろう。続いて〈十衆〉のところでは

仏言く。自今已去三語授具足戒を捨て、自今已去十人を満じて当に具足戒を授くるを聽す。白四羯磨し当に是の如く授具足戒すべし。…… (3)

とされている。ここでは〈三歸〉は「三語授具足戒」と呼ばれている。しかし〈十衆〉については特別の名称は与えられていない。なお別の箇所において、「三語受具足戒はこれ受具足戒なりやいなや」「仏言く、これ受具足戒なり。……(羯磨法を)制してより已後はこのようにして具足戒を受ける者は受具足戒と名づけず」という問答が上げられている (4)。したがって〈三歸〉は略して「三語」、具名としては「三語授(受)具足戒」と呼ばれていたことになる。

〈五衆〉は次のように表現されている。

諸比丘に告げて言く。阿濕婆阿盤提国の持律五人にして大戒を受くるを得るを聽す。

若し余方にありても亦た聽す。余方とは東方有国。…… (5)

とする。このなかの「持律五人」を名称と解することができるかもしれない。

なお比丘尼に対する具足戒法は端的には叙述されておらず、まず比丘尼サンガにおいて白

四羯磨によって授具足戒した後、比丘サンガのところにおいて再び白四羯磨によって授具足することが具体的に述べられているのみである⁽⁶⁾。したがって名称に相当するものは見いだせない。

また〈遣使〉については、アッダカーシーとはせずに諸比丘尼に対してであるが、

仏言く。遣使して為に受戒するを聴す⁽⁷⁾。

とされる。これにも名称はない。

以上のように、「三語」もしくは「三語授（受）具足戒」が〈三婦〉の名称、「持律五人」が〈五衆〉の名称と解しうるかもしれないが、それも強いて解すればという程度のものであって、原則としては『四分律』でもそれぞれの具足戒法を端的な名称で呼ぶ意識はなかったと理解してよいであろう。

- (1) 大正 22 p.788 下
- (2) 大正 22 p.793 上
- (3) 大正 22 p.799 下
- (4) 大正 22 p.816 上
- (5) 大正 22 p.846 上
- (6) 大正 22 p.924 下～925 上
- (7) 大正 22 p.926 中

[2-3] 次に『五分律』を調査する。

まず最初の憍陳如については、

仏言く。善来、比丘よ、具足戒を受け、我が善説の法と律において能く一切苦を尽くして梵行を淨修せよ。憍陳如の鬚髪自ら墮ち、袈裟は身に著し、鉢盂は手に在り。是れを憍陳如已に出家を得て具足戒を受くると為す⁽¹⁾。

とする。このようにここには名称は使われていない。

次に〈三婦〉であるが、『五分律』は、

ここにおいて世尊は諸比丘に告げたまわく。汝等各各分部して世間に遊行せよ。多くの賢善にしてよく教誡を受ける者あらん。吾は今独り優為界鬱鞞羅迦葉の所に往きてこれを開化せん。諸比丘教誡を受けて分部して去り、世尊は便ち迦葉の所に到る⁽²⁾。

として、釈尊が〈三婦〉を許されたことについてはふれない。

そして〈十衆〉の制定のところ、世尊は和尚と弟子の制を定められたけれども、そのとき和尚が弟子に具足戒をどのように与えるべきかを定められなかったので、

爾の時諸比丘は一語授戒して言く、汝仏に歸依せよ、又た比丘有り二語授戒して言く、汝仏に歸依し法に歸依せよ、又た比丘有り三語授戒して言く、汝仏に歸依し法に歸依し僧に歸依せよ、と。是れを以て仏に白すに、仏言く。一語二語三語授戒すべからず。又た比丘有り善来比丘授戒を作す。諸の長老比丘訶責して、汝云何ぞ仏の如く善来比丘授戒を作すや。是れを以て仏に白すに、仏言く。善来比丘授戒を作すべからず。爾の時諸比丘は是の念を作す。但だ仏のみ比丘の与に授戒せり、我等も亦た得んや、若し得ば云何に応に授くべし、と。是れを以て仏に白すに、仏言く。今汝等が比丘の与に授戒することを聴す、応に白四羯磨授を作すべし⁽³⁾。

とされている。

『五分律』は、世尊は「汝らは各各分部して世間に遊行せよ」と弟子らを諸国に布教に出されたが、地方での授戒はどのようにせよとは指示されなかったと考えているようである。そして和尚と弟子の制を制定するところで、諸比丘は「一語授戒」「二語授戒」「三語授戒」や「善来比丘授戒」をしたとしている。そうすると世尊が「汝らは各各分部して世間に遊行せよ」と布教を出してから、和尚と弟子の制を制定する時までの間はずっと、弟子たちは出家希望者を釈尊のもとに連れ帰っていたと考えているのであろうか。この辺のことは第【4】章において詳しく考察したい。ともかくこのように『五分律』は、〈三帰〉を公認の具足戒法として認めていないということになる⁽⁴⁾。しかしここでは〈善来〉は「善来比丘授戒」と呼ばれている。

そして〈十衆〉については、

時に諸比丘は便ち四人乃至九人にして、一人乃至衆多人の与に授具足戒す。諸長老比丘は訶責して、是れを以て仏に白す。仏言く、**十衆授具足戒**を聴す⁽⁵⁾。とし、最初は4人乃至9人で行われることもあったので「十衆授具足戒」が定められたとする。

〈五衆〉については、

諸比丘に告げたまわく、今より阿湿波阿雲頭国および一切辺地の少比丘処においては**持律五人授具足戒**を聴す⁽⁶⁾。とされ、「持律五人授具足戒」と呼ばれている。このように『五分律』では『パーリ律』や『四分律』とは異なって、それぞれの具足戒法に名称が付されているわけである。

また比丘尼の授戒法は「比丘尼法」中において、

式叉摩那は二歳、戒を学し已りて応に二部僧中に在りて具足戒を受くべし⁽⁷⁾。とされており、これには名称は与えられていない⁽⁸⁾。

また〈遣使〉についても、

仏言く。白四羯磨して遥に受具足戒と為すを聴す⁽⁹⁾。とされ、ここにも名称とすべき語句は含まれていない。とするならば『五分律』にも具足戒法を端的な名称で呼ぼうという意識はなかったとすることができるかもしれない。

(1) 大正 22 p.105 上

(2) 大正 22 p.108 上

(3) 大正 22 p.111 中

(4) 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p.177において、「この三語授戒が三帰受具に相当するから、五分律はこれを完全に否定していることがしられる」とし、続くページで「摩訶僧祇律と五分律とは仏陀の善来比丘具足は認めるが、弟子比丘の三帰受具は認めないことになる」とされている。

(5) 大正 22 p.111 中

(6) 大正 22 p.144 中

(7) 大正 22 p.185 下

(8) その他「羯磨法」(大正 22 p.160 下)においても、「八不可越法」(大正 22 p.189 上)においても、『弥沙塞羯磨本』(大正 22 p.220 下)においても同様に説かれる。なおこの場合の比丘サンガは十衆でなければならないことは「比丘尼法」のなかで、「仏言。即聽波闍提比丘尼為作和尚在**比丘十衆中白四羯磨受具足戒**」(大正 22 p.186 中)とされている。

(9) 大正 22 p.189 上

[2-4] 次に『十誦律』を調査する。

『十誦律』の「受具足戒法」には仏成道からの因縁は含まれず、直接「白四羯磨受具足戒」の制定に入っている。したがって五比丘がどのように出家具足戒を得たのかわからないが、前項において紹介したように「十種具足戒」では、五比丘は「得道即得具足戒」とされているし、同じ有部系統の『薩婆多毘尼毘婆沙』と『薩婆多部毘尼摩得勒伽』の「七種受戒」中では五比丘は「見諦得」とされているから、五比丘は〈善来〉で具足戒を得たのではないと考えていたのであろう。初転法輪において五比丘が見諦した（預流果を得た）ことをもって具足戒とすると考えているのであろう⁽¹⁾。

このように『十誦律』は五比丘が〈善来〉で具足戒を得たとは考えていないようであるが、しかし〈善来〉そのものを認めるのは、『十誦律』が十種具足戒中に「善来比丘得具足戒」を、『毘尼毘婆沙』が七種受戒中に「善来得戒」を上げることから明らかである。とするならば〈善来〉で具足戒を受けたのはヤサを嚆矢とするのであろうが、『十誦律』にはヤサが出家・具足戒を受けるシーンをどこにも記さないし、釈尊がその他の人々に〈善来〉を与えられた具体例も見いだせない。

また〈三帰〉についても、『十誦律』は十種具足戒、七種受戒の中で「歸命三宝已三唱我随仏出家即得具足戒」や「歸命三唱」を認めており、また『毘尼毘婆沙』や『摩得勒伽』も「三帰」「三帰得」を認めているから、〈三帰〉が公認の具足戒であった時代があることを認めているのは確実であるが、「律蔵」本文中で三帰依によって具足戒を得た例は見いだせない。

以上のように考えると、おそらく『十誦律』も〈十衆〉制定に至るまでの五比丘やヤサの出家得具足戒、〈三帰〉の許可などを含む伝承をもっていたことになる。然るに現実にはその記述が見いだせないということは、仏伝を持っていたに拘わらず、「律蔵」編集の際にこれを削除したと理解できるのではなかろうか。もしこのように考えることが許されるとするならば、仏伝部分をもつ『パーリ律』『四分律』『五分律』のほうが原形であったということができるかもしれない⁽²⁾。

〈十衆〉については、

仏婆伽婆は王舎城外に住す。爾の時未だ比丘の和尚・阿闍梨と作るを聴さず、未だ**白四羯磨受具足戒**有らず。時に諸比丘初め未だ和尚・阿闍梨有らざる故を以て、袈裟衣を不如法に作り、著衣亦た不如法、及び身威儀皆な不如法なり。……⁽³⁾

として、直接〈十衆〉が制定されたとする。

今より和尚・阿闍梨と作るを聴し、**十僧現前白四羯磨受具足**を聴す。云何が白四羯磨受具足なりや。衆僧の一心和合して一比丘僧中に唱えて……⁽⁴⁾。

以上から、「白四羯磨受具足戒」「十僧現前白四羯磨受具足」が名称と考えてよいであろう。

また〈五衆〉については

仏諸比丘に語りて、今日より辺国中の**持律第五受具足戒**を聴す。是の中、南方に白木聚落あり、白木聚落の外是れ辺国なり。……⁽⁵⁾

とする。この「持律第五受具足戒」も名称と考えてよいであろう。

比丘尼については、

爾の時長老優波離の仏に問うて言く。世尊、摩訶波闍波提瞿曇弥は八重法を受くるが故に、即ち是れ出家受具足戒にして比丘尼法を成ず。余の比丘尼は当に云何。仏言く。

応に現前白四羯磨すべし⁽⁶⁾。

とされるのみである。しかし「比丘尼壇文」⁽⁷⁾には初めに比丘尼衆において受戒し、しかる後に十比丘衆において受戒すべきことが詳しく述べられているから他の律と異なることなく、これが〈二部僧〉を意味することはいうまでもない。そして割註において、

比丘尼衆は応に比丘尼寺中に在りて是の如く羯磨を作し竟り、即ち將いて大僧寺中に至り、二部僧和合して受具戒を与う⁽⁸⁾。

とされている。ただしここには名称は用いられていない。

〈遣使〉については

仏言く。今より半迦尸尼の遣使受具戒を聴す⁽⁹⁾。

とする。「遣使受具戒」が名称と考えてよいであろう。

このように『十誦律』は、具足戒法に名称をつけるという意識はあったようであり、これが[1-1]で紹介したような「十種具足戒」や「三種得具足戒」などと具足戒法を列挙することにも結びついているように思われる。列挙するためには端的な名称が必要であるからである。

- (1) 『薩婆多毘尼毘婆沙』の「七種得戒法」においては五比丘が見諦具足を得たとは明言していないが、次いで釈尊が度された宝称ら5人は善来であったとしている。(大正23 p.511 上)
- (2) 『律蔵の研究Ⅱ』(「平川彰著作集」第10巻 春秋社 2000年2月25日)のp.146においては「十誦律の受具足戒法は仏伝を除いた律である」とされ、p.176においては具足戒の型を検討された後、「仏伝を含んだ受戒韃度が古い伝統を持っていたことが、具足戒の型からも帰結しうるわけである。したがってわれわれは諸律の受戒韃度の新古に関しては、仏伝を有する三律が古いということをいいうるわけである」とされ、「受戒韃度」の成立順序を『パーリ律』『五分律』『四分律』『僧祇律』『十誦律』『根本有部律出家事』と推測されている。
- (3) 大正23 p.148 上
- (4) 大正23 p.148 中。「白四羯磨受具足戒」という用語は、『薩婆多毘尼毘婆沙』(大正23 p.508 下、p.510 中)や『薩婆多部毘尼摩得勒伽』(大正23 p.570 下、p.579 中など)にはしばしば用いられている。
- (5) 大正23 p.181 下
- (6) 大正23 p.290 下
- (7) 大正23 p.331 上
- (8) 大正23 p.332 下
- (9) 大正23 p.295 中

[2-5] 次に『僧祇律』を調査する。『僧祇律』も仏成道の因縁などは記さないが、[1-2]で紹介したように、「自具足」「善来具足」「十衆具足」「五衆具足」の「四種具足法」を上げている。五比丘を初めとして長者子善来まで善来具足したとしているから〈善

来)を認めているわけであって、事実この部分ではないが、

仏が「善来、比丘」とこの語を為す時、五百の群賊は挙身の被服は変じて三衣となり、自然に鉢器あり、威儀庠序として百歳の旧比丘に似るがごとし⁽¹⁾。

という用例がある。

そして〈善来〉は「**善来具足**」と名づけられ、仏が王舎城の迦蘭陀竹園に住されていた時、諸比丘に「如来は処々に人を度した。比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷である。あなた方も如来に効って広く行じて人を度すべきである」と説かれたので、諸比丘は諸国に遊行して出家を求める者に「善来、比丘」と喚んで人を出家せしめたという。しかし諸比丘が〈善来〉で出家させた者は威儀が整わなかった。それにも拘わらずこれらを「善来受具足」と名づけるとしているから、『僧祇律』は仏弟子たちが行った「善来具足」も仏公認の具足戒法であったと考えているのであろう。

『僧祇律』はこのように、『パーリ律』や『四分律』とは少々状況を異にし、仏弟子たちを諸国に布教に出したことは認めているのであるが、その時仏弟子たちが出先で与えた具足戒は〈三歸〉ではなく〈善来〉であって、この仏弟子たちが与えた〈善来〉も公認されているとすることができる。しかし『僧祇律』は『五分律』と同様に〈三歸〉を認めていないということになる。

〈十衆〉は「**十衆具足**」と名づけられ、これは上記のように比丘たちの与える「善来具足」がうまく機能しなかったので、

十衆受具足とは、仏の舍利弗に告げたまわく、今日より受具足法を制す。十衆和合して一白三羯磨に遮法無き、是れを善受具足と名づく⁽²⁾。

として、「十衆受具足」が説かれたとされている。

〈五衆〉は「**五衆受具足**」と名づけられ、第【7】章の「摩訶迦旃延(Mahākaccāna)の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」のところで詳説するように、輪那国を布教した富楼那とその弟子の億耳を因縁として制定され、

五衆受具足とは、仏は王舎城尸陀林中に住す。……五とは輪那辺地は比丘において少なければ彼にては五衆受具足を聴す。此の間は十衆なり⁽³⁾。

と表現されている。

また比丘尼の受戒については、「雑誦跋渠法」の「比丘尼法」⁽⁴⁾の項において、まず10人以上の比丘尼僧において受戒した後、10人以上の比丘僧において受戒すべきことが詳しく説かれており、第二敬法において、**二部衆中受具足**という名称が用いられている⁽⁵⁾。また「雑誦跋渠法」の「羯磨・羯磨事」⁽⁶⁾においても簡単にふれられている。また『摩訶僧祇比丘尼戒本』には、

若し比丘尼にして和合二部僧中において受具足戒せしもの……⁽⁷⁾、とする。

〈遣使〉については、法与比丘尼の弟子が精舎の門を出ると梵行が壊せしめられる恐れのあることを世尊に告げて、「彼の間に住しつつ此の間の僧から遙かに具足を受けることができるか」と問い、世尊から「**使受具足**を乞え」と指示されたとしている⁽⁸⁾。この「使受具足」を名称と解することができるであろう。

(1) 大正 22 p.384 中

【2】具足戒の種類と名称

- (2) 大正 22 p.413 上
- (3) 大正 22 p.415 上～416 上
- (4) 大正 22 p.471 上
- (5) 大正 22 p.474 下
- (6) 大正 22 p.422 下
- (7) 大正 22 p.556 下
- (8) 大正 22 p.474 上

[2-6] 最後に『根本有部律』を調査する。『根本有部律』も五比丘は〈善来〉で具足戒を得たとは考えておらず、五比丘の具足戒を『根本薩婆多部律撰』は「証智」とし、『根本説一切有部毘奈耶頌』は「得定道」とすることはすでに紹介した。『根本有部律』「破僧事」においては、耶舎も含めた6人がどのように具足戒を得たかは明言されていない。しかし〈善来〉で具足戒を得たとしていないことは明確で⁽¹⁾、耶舎の友人の富楼那、無垢、驕梵拔提、妙肩の4人が出家・具足戒を得た時に初めて、

仏は長者子らに、「今は正にこれ時なり。善来、苾芻、汝らはすなわち出家して諸々の梵行を修せよ」といわれた。この語をなされ已ると長者子らの鬚髪自ら落ち、袈娑身に著し、苾芻の相となった⁽²⁾。

とされている。これにも名称はつけられていない。

〈三帰〉については

仏此の事を許し已るも彼の苾芻衆は云何にして出家を与え近円を与うるかを知らず。縁を以て仏に白す。時に世尊諸苾芻に告げたまわく。但だ人有りて来たり出家を求めんには、当に諸難を問うべし。若し障難無ければ、然る後に受三帰を与えよ。即ち合掌跏趺せ令め、当に自ら名を称すべし。一形世を尽くし、仏両足尊に帰依し、法離欲尊に帰依し、僧衆中尊に帰依すと。後に受五学処・十戒・二百五十戒を与う。広くは余に説くが如し⁽³⁾。

とされている。

「余」とはおそらく『根本有部百一羯磨』⁽⁴⁾をさすのであろう。この冒頭においては、出家および近円を与えるための作法が詳しく記されている⁽⁵⁾。これによればまず阿遮利耶と鄢波駄耶を選任し、一師が出家・近円を求める者に障法を問い、もし遍浄ならば三帰と五学処を与え、続いて本師の前において三帰を三度唱えさせ、五学を与え、十学処を与え、しかる後に羯磨に入ることになっている。

『百一羯磨』に記されているこのような作法を参照すると、先に引用した「受三帰」を与え、しかる後に受五学処・十戒・二百五十戒を与えるというのは、〈十衆〉の作法の一環として述べられているのであって、この「受三帰」はここに議論している〈三帰〉のことを述べているのではないことが判る。

『根本有部律』はこの他に〈十衆〉から独立した形で「受三帰」について記すところはないから、おそらく『根本有部律』も『五分律』や『僧祇律』と同様に、公認の具足戒法としての〈三帰〉を認めないのであろう。このことは[1-5]においても注意しておいた。

〈十衆〉については、「出家事」では自明のこととして説明されていないが、今紹介しているごとく『百一羯磨』に詳しく説かれている。しかしここではその作法を詳しく述べるだ

けで名称はない。

〈五衆〉については、

爾の時世尊は此の因縁を以て諸苾芻に告げて曰く。今より已後、諸苾芻の辺方の国に於て**持律苾芻五人**にて近円と為すを得るを聴す⁽⁶⁾。

とされ、「持律苾芻五人」が名称と理解してよいであろう。

比丘尼の受戒については『根本有部百一羯磨』⁽⁷⁾に苾芻尼の羯磨の後に苾芻を交えた二部僧伽において白四羯磨による具足戒を受けるべきことが詳細に説かれているが、名称に相当するような語句は見いだされない。

また〈遣使〉については、『根本有部律雜事』⁽⁸⁾に、法与が蓮華色苾芻尼を使いとして二部僧中に近円を受けたことが記され、その中に、

時に諸苾芻は仏説を聞き已りて咸く皆な疑い有り。世尊に請して曰く。此の法与尼は曾て何の業を作してか其の本宅に於て出家を為し、仏の開許を蒙りて**遣使得戒**し、即ち其の処に於て阿羅漢果を獲て説法人中の最も第一と為れりや⁽⁹⁾。

という文章があるので、この「遣使得戒」はその名称であろうと思われる。

- (1) 『根本有部律』「破僧事」大正 24 pp.128 上～129 中
- (2) 『根本有部律』「破僧事」大正 24 p.129 下。『根本有部律』「出家事」大正 23、p.1028 上には、舍利子と目連が仏に「善来苾芻、梵行を修行せよ」と言われた時、威儀具足したとしている。
- (3) 大正 23 p.1030 中
- (4) 大正 24 p.455 下以下
- (5) 西野英世「根本有部律の受具足戒法について」（『印度学仏教学研究』29号 1966年12月 p.188）によれば、もともとこの部分も「出家事」に記されていたが、訳者・義浄が最晩年であったという事情によって、すでに訳出してあった『百一羯磨』に委ねられたのであろう、とする。
- (6) 『根本有部律』「皮革事」大正 23 p.1053 上
- (7) 大正 24 p.459 以下
- (8) 大正 24 p.368 中以下
- (9) 大正 24 p.369 上

[2-7] 以上、各「律蔵」において一般の出家具足戒を受けようとする者に適用される「誰でも具足戒法」が定められる場面の文章を調査した。この中にはそれぞれの具足戒法の名称らしきものが散見されるので、これを表にしておく。表中に「—」で示したものは当該の具足戒法を認めないということを示し、「名称なし」としたものは、端的な名称が用いられていないことを示す。また「説かれず」としたのは、それを認めてはいるが「律蔵」本文には説かれない、ということを示す。なお名称中の「授戒」「受戒」は立場の相違のみであるので、すべて「受戒」に統一した。

なお『五分律』においては〈三帰〉は公認されないが、次項で紹介するように、公認されていない「一語受戒」「二語受戒」「三語受戒」によって比丘となった者も、比丘としては認められるので、() をして記入しておいた。しかしながらもちろんそれは〈十衆〉が制定されるまでの間のみである。同じような意味で、『五分律』と『僧祇律』においては、仏弟子らによる〈善来〉はもちろん公認されないけれども、これによって具足戒を受けた者も

【2】具足戒の種類と名称

比丘としては認められている。しかしこれについては表に示さなかった。もちろんこれも〈十衆〉が制定されるまでのことである。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
〈善来〉	名称なし	名称なし	善来比丘受戒	説かれず	善来具足	名称なし
〈三帰〉	tīhi saraṇa-gamaṇehi upasampadā	三語受具足戒	— (一語受戒) (二語受戒) (三語受戒)	説かれず	—	—
〈十衆〉	名称なし	名称なし	十衆受具足戒	十僧現前- 白四羯磨受具足	十衆受具足	名称なし
〈五衆〉	vinayadharapañ-camena gaṇena upasampadā	持律五人	持律五人受具足戒	持律第五- 受具足戒	五衆受具足	持律苾芻五人
〈二部僧〉	名称なし	名称なし	名称なし	名称なし	二部僧中受 具足	名称なし
〈遣使〉	名称なし	名称なし	名称なし	遣使受具戒	使受具足	遣使得戒

この表を見ても判るように、すべての具足戒法に名称らしいものをつけられている「律蔵」はなく『五分律』『僧祇律』にその傾向がみられるのみである。しかも一つの「律蔵」でありながら名称自体も「受戒」としたり「受具足戒」としたりして統一がとれていない。またこの表中に上げたものは、あえて名称と解するならばというものが多く、この「律蔵」はこれらの具足戒法を端的な名称をもって呼ぶ必要性を感じていなかったと考えてよいであろう。ただし『十誦律』は具足戒法の種類を列挙するので、この中には名称らしきものが含まれているが、他の「律蔵」がこの種類さえ上げることができないのもこれを証明する。

したがってこの表中の名称はこの論文で呼ぶ名前つけの参考程度のものでおいたほうがよいであろう⁽¹⁾。

- (1) どの部派に属するかわからないが、『仏阿毘曇経出家相品』という律蔵の「受戒犍度」に相当する文献があり、ここでは「亦随作随従学。第二第三亦如是説、從今日始受三帰具足十品。闍梨憶念持我沙弥闍梨応作是説。如是善安念勿放逸。次為受戒。一切衆僧聚集坐已。若是中国十人聚集。若是迦地律師五人。得受具足戒和上。応覓鉢及三衣。応請阿闍梨。応請衆」(大正 24 p.968 下)とされ、「十人聚集」「律師五人」という用語が用いられている。この文献については、『律蔵の研究 I』(「平川彰著作集 第 9 卷」春秋社 1999 年 6 月) p.272 参照

[3] 「律蔵」の比丘、比丘尼の定義

次に波羅提木叉の条文は前章にも記したように、「いずれの比丘といえども、……」あるいは「いずれの比丘尼といえども、……」というような文章によって始められるものがほとんどである。このなかの「比丘」「比丘尼」を各「律蔵」がどのように定義し、その中に具足戒法がどのように呼ばれているかを調査してみよう。結果を先取りすれば波羅提木叉のい

う「比丘」「比丘尼」とは、「律蔵」において表現の違いはあるが、白四羯磨によって具足戒を得た比丘、比丘尼のことをいう。しかし定義の中にはさまざまな種類の比丘、比丘尼があげられていて、そのなかに具足戒の種類を表わすと考えられるものもある。具足戒の種類を表わす名称と考えられる語句は太字とする。

[3-1] まず『パーリ律』において「比丘」は、

比丘とは、乞食者という意による比丘 (*bhikkhako 'ti bhikkhu*)、乞食行に従事するという意の比丘 (*bhikkhācāriyaṃ ajjhūpagato 'ti bhikkhu*)、割截衣を着けるという意の比丘 (*bhinnapaṭadharo 'ti bhikkhu*)、沙弥の比丘 (*sāmaññāya bhikkhu*)、自称の比丘 (*paṭiññāya bhikkhu*)、善来という意による比丘 (***ehi bhikkhū 'ti bhikkhu***)、三帰依によって具足戒を受けたという意による比丘 (***tīhi saraṇagamanehi upasampanno 'ti bhikkhu***)、善比丘、真実比丘、有学比丘、無学比丘、和合僧による白四羯磨によって遮難なく、応理の具足戒を受けたという意の比丘 (*samaggena saṃghena ñatticatutthena **kammena** akuppena ṭhānārahena upasampanno 'ti bhikkhu*)があるが、このうち和合するサンガによる白四羯磨によって遮難なく、応理の具足戒を受けたという比丘がここにおいて意味される比丘である (1)。

と定義され、「比丘尼」は、

比丘尼とは、乞食者という意による比丘尼、乞食行に従事するという意の比丘尼、割截衣を着けるという意の比丘尼、沙弥尼の比丘尼、自称の比丘尼、善来という意による比丘尼 (***ehi bhikkhunī 'ti bhikkhunī***)、三帰依によって具足戒を受けたという意による比丘尼 (***tīhi saraṇagamanehi upasampannā 'ti bhikkhunī***)、善比丘尼、真実比丘尼、有学比丘尼、無学比丘尼、**両部の和合僧による白四羯磨**によって遮難なく、応理の具足戒を受けたという意の比丘尼 (*samaggena **ubhato**saṃghena ñatticatutthena **kammena** akuppena ṭhānārahena upasampannā 'ti bhikkhunī*)があるが、このうち両部の和合僧による白四羯磨によって遮難なく、応理の具足戒を受けたという比丘尼がここにおいて意味される比丘尼である (2)。

と定義されている。

このなかの「善来」「三帰依」「白四羯磨」「両部の和合僧による白四羯磨」が名称代わりに用いられていると考えてよいかもしれない。なお比丘の場合は「白四羯磨」には〈十衆〉と〈五衆〉が含まれ、比丘尼の場合には「両部の和合僧による白四羯磨」と〈遣使〉が含まれるのであろう。他の律も同じである。

またここでは「白四羯磨」と「両部の和合僧による白四羯磨」のみが正規の比丘あるいは比丘尼と定義されているわけであるが、この規定は諸事が整った以降のことを前提としているからであって、これらが制定される以前の〈三帰〉や、世尊による〈善来〉が正規の比丘として認められないという意でないことは明らかである。これについては以下の「律蔵」においても同様である。

なお『パーリ律』の系統に属する『善見毘婆沙』(3)では、比丘尼を定義して、「比丘尼とは**従二部僧中白四羯磨受具足戒**なり。是れを比丘尼と名づく」としている。

(1) *Vinaya* vol.III p.024

(2) *Vinaya* vol.IV p.214

(3) 大正 24 p.774 上

[3-2] 『四分律』は「比丘」については、

若し比丘とは、名字比丘、相似比丘、自称比丘、**善来比丘**、乞求比丘、著割截衣比丘、破結使比丘、大戒を受けて**白四羯磨**如法に成就し処所を得るの比丘あり、是の中の比丘は、若し大戒を受けて白四羯磨如法に成就し処所を得て比丘法中に住する、是れを比丘の義と謂う⁽¹⁾。

とし、「比丘尼」については、

若し比丘尼とは、名字為比丘尼、相似比丘尼、自称比丘尼、**善来比丘尼**、乞求比丘尼、著割截衣比丘尼、破結使比丘尼、大戒を受けて**白四羯磨**如法に成就して処所を得る比丘尼あり、是の中の比丘尼は若し大戒を受けて白四羯磨如法に成就して処所を得て比丘尼法中に住する、是を比丘尼の義と謂う⁽²⁾。

とする。ここでも「善来」「白四羯磨」を具足戒の種類を表わす言葉と解してよいかもしれない。なおここでは〈三帰〉を上げていないが、これは後に廃止されたからであろう。

(1) 大正 22 p.571 上

(2) 大正 22 p.714 上

[3-3] 『五分律』は「比丘」については、

比丘とは、乞比丘、持壞色割截衣比丘、破惡比丘、実比丘、堅固比丘、見過比丘、**一語受戒比丘**、**二語受戒比丘**、**三語受戒比丘**、**善来受戒比丘**、如法**白四羯磨受戒比丘**なり。是れを比丘と名づく⁽¹⁾。

とし、「比丘尼」については簡単に、

比丘尼とは、**白四羯磨受具足戒**なり⁽²⁾。

とする。このうちの「一語受戒」「二語受戒」「三語受戒」「善来受戒」「白四羯磨受戒」は明らかに名称として用いられているのであろう。なおここにいる「三語受戒」は「一語受戒」「二語受戒」と併置されるもので、前述してきたことから明らかなように、他の律のいう公認具足戒法としての〈三帰〉ではない。また「善来」も「一語受戒」等の後に続けて上げられているから、世尊が行うものではなく、仏弟子が行ったものを指すのであろう。

(1) 大正 22 p.004 中

(2) 大正 22 p.078 上～

[3-4] 『十誦律』は「比丘」については、

若し比丘とは四種有り。一者名字比丘、二者自言比丘、三者為乞比丘、四者破煩惱比丘なり。名字比丘とは名を以て称と為す。自言比丘とは白四羯磨を用いて具足戒を受くるなり。又は復た賊住比丘にして鬚髮を剃除して袈裟を被著し自ら我れ是れ比丘なりと言う。是れを自言比丘と名づく。為乞比丘とは、他より乞食するが故に。婆羅門の他より乞う時亦た我れ是れ比丘なりと言うが如し。是れを為乞比丘と名づく。破煩惱比丘とは、諸漏・結縛・煩惱は衆生の能く後身を受け熱苦報を生じ、生死往来相續の因縁なり。若し能く知見して是の如き漏を断じ根本を抜尽すること多羅樹の頭を断じ畢竟して生ぜ

ざるが如し。是れを破煩惱比丘と名づく。云何が比丘の具足戒し、云何が具足戒の比丘なりや。若し僧和合して白四羯磨を説き、是の人信受・随行して違せず逆せず破せず。

是れを比丘の具足戒すと名づけ、是れを具足戒の比丘と名づく⁽¹⁾。

とし、「比丘尼」についての定義はない。

具足戒の比丘とは「僧が和合して白四羯磨を説いた」比丘で、「信受随行不違不逆不破」なる者とするのみで、その名称や他の具足戒についてはふれていない。

(1) 大正 23 p.002 上

[3-5] 『僧祇律』は、例えば波羅夷の第一条では、「若し比丘にして、和合僧中において善く具足を受けて」とされているので、これを

比丘とは、具足を受け善く具足を受くるに、如法にして不如法に非ず、和合にして不和合に非ず、可称歎にして不可称歎に非ず、満二十にして満ぜざるに非ず、是れを比丘の義と名づく。和合僧中において受戒すとは、若し比丘、具足を受くる時に善く具足を受け、一白三羯磨に障法無く、和合僧にして別衆に非ず、十僧を満し若しくは十を過ぐ。

是れを比丘の和合僧中において受戒すと為す⁽¹⁾。

としている。また「比丘尼」については、

比丘尼とは、具足を受け善く具足を受くるに、一白三羯磨に遮法無く、和合二部衆にして、如法にして不如法に非ず、和合にして不和合に非ず、二十を満じて二十を満ぜざるに非ざる、是れを比丘尼と名づく⁽²⁾。

とする。

これも正規の比丘を十僧を満たした和合僧中において如法なる一白三羯磨によって具足戒を受けた者、比丘尼を二十僧を満たした和合二部衆において如法なる一白三羯磨によって具足戒を受けた者とするのみで、その名称はない。そうすると〈五衆〉は含まれないことになるが、義としてこれも含まれることはいうまでもない。なお「満二十にして満ぜざるに非ず」のところを比丘の第二盜戒のところでは、「比丘者。比丘名受具足善受具足。一白三羯磨無遮法和合十衆、十衆已上。年満二十。此名比丘」⁽³⁾としているから、これは年齢について言及したものである。

(1) 大正 22 p.235 下

(2) 大正 22 p.514 中

(3) 大正 22 p.244 上

[3-6] 『根本有部律』は「比丘」について、

苾芻に五有り。一は名字苾芻、二は自言苾芻、三は乞求苾芻、四は破煩惱苾芻、五は白四羯磨円具苾芻なり。名字苾芻と言うは、人の字を立つるが如く名づけて苾芻と作す。或は世の共に許し、或は是れ苾芻種族なり。此れに因んで喚びて苾芻と為す。是れを名字苾芻と謂う。云何が自言苾芻なりや。若し人の実には苾芻に非ずして、自ら我れは是れ苾芻なりと言う。或は是れ賊住して自ら苾芻と称す。是れを自言苾芻と謂う。云何が乞求苾芻なりや。若し諸の俗人常に乞求を為して以て自ら活命す。是れを乞求苾芻と名づく。云何が破煩惱苾芻なりや。若し人能く諸漏煩惱・所有焦熱・諸苦の異熟・未

【2】具足戒の種類と名称

来の生老死を断じて、能善く了知して根本を永除すること、多羅樹の頭を断じて不生法を証するが如し。是れを破煩惱苾芻と名づく。云何が白四羯磨円具苾芻なりや。身に障難無く作法円満にして是れ応呵すべからざるを謂う。是を羯磨円具苾芻と名づく。今此所に言う苾芻の義とは意に第五を取る (1)。

とし、「比丘尼」についても苾芻を苾芻尼とするのみで (2)、趣意に変わりはなく二部僧にも言及されない。

このなかの「白四羯磨円具」が名称らしく見えるが、もちろんこれには〈十衆〉も〈五衆〉も〈二部僧〉も〈遣使〉も含まれるはずである。

(1) 大正 23 p.629 下～

(2) 大正 23 p.913 上

[3-7] 波羅提木叉中の「比丘」と「比丘尼」の定義を調査した結果を表にしておく。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
比丘	ehi bhikkhu ti saraṇa-gamana ñatticatuttha kamma	善来 白四羯磨	一語受戒 二語受戒 三語受戒 善来受戒 白四羯磨受戒	名称なし	名称なし	白四羯磨円具
比丘尼	ehi bhikkhuni ti saraṇa-gaman ubhatosamgha- ñatticatuttha kamma	善来 白四羯磨	白四羯磨受戒	名称なし	名称なし	白四羯磨円具

なお波羅提木叉の規定中の「比丘」「比丘尼」の定義においては、「和合僧によって白四羯磨」によって具足戒を受けた者とされることが多いが、比丘についてはこの中に当然〈十衆〉と〈五衆〉が含まれ、比丘尼についてはこれが〈二部僧〉をさし、ここに〈遣使〉も含まれることはいうまでもないであろう。またこれは「律蔵」のもっとも典型的な具足戒法によって比丘となった者を代表させているまでのことで、「比丘」あるいは「比丘尼」には、いままで調査してきたそれぞれの「律蔵」が具足戒と認める具足戒法によって比丘あるいは比丘尼となった者が含まれることもいうまでもない。これらの比丘も比丘と認められる以上、すべての波羅提木叉の規定を守る義務があるからである。

小 結

以上、「律蔵」中に具足戒法の種類やその名称が言及されていそうな箇所によってその名称を調査し、かつそれぞれの「律蔵」がどの具足戒法を公認しているかも調査した。

[小結-1] この調査結果を比丘の「誰でも具足戒」と比丘尼の「誰でも具足戒」に限定して表にしておく。なおこれにはその系統の註釈書も含める。ただしここではその所属が

【2】具足戒の種類と名称

不明な『毘尼母經』は除外する。

またそれぞれの具足戒法を表わす時の授戒、受戒、授具足戒、受具足戒、得戒などの部分はすべて省略し、具足戒を表わす名称のみを書き出す。例えば‘ehibhikkhu-upasampadā’は‘ehibhikkhu’のみを、「三語受具足戒」は「三語」のみとするということである。また〔 〕で括って〔白四羯磨〕などとしたのは、当該の具足戒法は「白四羯磨」という表現のなかに含まれていることを示す。またさらに『五分律』の（一語）など（ ）を施したものは公認の具足戒ではないが、これによって比丘となった者は比丘として認められることを示す。

《比丘具足戒》

	〈善来〉	〈三帰〉	〈十衆〉	〈五衆〉
パーリ律	ehibhikkhu	ti saraṇagamana tīṇi saraṇagamanāni	[ñatticatuttha- kamma]	vinayadhara- pañcama gaṇa [ñatticatuttha- kamma]
四分律	善来	三語	[白四羯磨]	[白四羯磨]
五分律	善来 善来比丘 (善来)	公認しない 一語 二語 三語	十衆 [白四羯磨]	持律五人 [白四羯磨]
十誦律	善来 善来比丘	三帰 帰命三宝	十僧現前白四羯磨 [白四羯磨]	持律第五
僧祇律	善来	公認しない	十衆	五衆
根本有部律	名称なし	公認しない	[白四羯磨]	持律苾芻五人
律二十二明了論	善来比丘	受三帰	広羯磨	略羯磨

《比丘尼具足戒》

	〈善来〉	〈三帰〉	〈二部僧〉	〈遣使〉
パーリ律	ehibhikkhuni	公認しない	aṭṭhavācikā ubhatosaṃgha- ñatticatuttha- kamma	dūtena
四分律	善来	公認しない	[白四羯磨]	名称なし
五分律	公認しない	公認しない	[白四羯磨]	名称なし
十誦律	公認しない	公認しない	名称なし	遣使
僧祇律	公認しない	公認しない	二部僧中	使
根本有部律	公認しない	公認しない	[白四羯磨]	遣使
律二十二明了論	善来比丘尼	公認しない	広羯磨	遣使

[小結-2] 以上をもとに本稿で用いる用語を定めておきたい。

まず〈善来〉であるが、表に記したように『パーリ律』と『四分律』ならびに『律二十二明了論』は比丘尼にもこれを認める。ここでは省略したが『毘尼母經』も認めることは先にも記した。もしこのように〈善来〉が比丘尼にも認められていたとすると、これに「善来比丘具足戒」という名称をつけることはふさわしくない。そこで本稿でのこの具足戒法の呼称は、すべてに共通する「善来」をとって、「**善来具足戒**」と呼ぶことにしたい。略称は「**善来**」とする。

次に〈三帰〉であるが、「三語」は『薩婆多毘尼毘婆沙』がこれをもって『十誦律』の「随順答仏論故得」を示すから混乱を来す恐れもあるし、また「三語」は『五分律』では非公認である。そこでこの具足戒を呼ぶ場合は「**三帰依具足戒**」という名を用いることにしたい。略称は「**三帰**」とする。なお『五分律』『僧祇律』『根本有部律』はこれを公認しない。

次に〈十衆〉であるが、単に「白四羯磨」と表わされることが多い。しかしこの語をもって〈五衆〉も〈二部僧〉も〈遣使〉も表わされることがあるので、これを用いることは適当ではない。『律二十二明了論』はこれを「広羯磨」と呼び、〈五衆〉を「略羯磨」と呼ぶ。おもしろい命名であるが特殊でもあるので、これを採用するのは妥当ではないであろう。また単に「十衆」ではわかりにくいので「**十衆白四羯磨具足戒**」と呼ぶことにしたい。略称は「**十衆**」とする。

次に〈五衆〉であるが、『パーリ律』『四分律』『十誦律』『根本有部律』『俱舍論』などは「持律」という言葉を入れているので、ここでは「**持律第五白四羯磨具足戒**」と呼ぶことにしたい。略称は「**持律第五**」とする。

次に比丘尼の〈二部僧〉であるが、これも単に「白四羯磨」と呼ばれることが多い。しかし「二部僧」という言葉を入れないと比丘の具足戒と区別できない。そこで本稿では「**二部僧白四羯磨具足戒**」という言葉を用いたい。略称は「**二部僧**」とする。

最後に〈遣使〉である。名称らしきものが使われていない「律歳」もあるが、名称の与えられているものにはすべて「遣使」が含まれるから、これは「**遣使具足戒**」と呼ぶことにしたい。略称は「**遣使**」とする。

[付] 具足戒についての誤解

なお付けたりであるが、「具足戒」という語について誤解があるように思われるので考えるところを記しておく。

[付-1] 「具足戒」という語は現代の日本では次のように理解されている。例えば『岩波仏教辞典』⁽¹⁾は「具足戒ぐそくかい」を解説して、

比丘・比丘尼すなわち出家した男女が、教団内で守るべき戒律を総称していう。いわゆる小乗仏教の諸部派で規定されていた出家のための戒律条項（小乗戒）のことで、通

常、比丘は250戒、比丘尼は348戒とされた。南方上座部ではそれぞれ227戒、311戒を数える。出家して教団に入るためには、一定の手続きを踏んだ上でこの具足戒を受けるものとされ、その儀式を〈ウパサンパダー〉 (*p. upasampadā*) といい、受け終わって出家として入団を許可されることを〈ウパサンパンナ〉 (*p. upasampanna*) という。と解説し、この後に入団儀式に必要な役職者を解説している。

また『新版仏教学辞典』⁽²⁾は「戒」の項目下の「(ホ) 具足戒ぐそくかい」のもとで、

具戒、進具戒、近円戒ごんえんかい、大戒ともいう。比丘・比丘尼がたもつべき戒で、それぞれ比丘戒(苾芻律儀)・比丘尼戒(苾芻尼律儀)といわれ、出家の教団において定められた戒条のすべてを守るもの。その条数は男女で異なるから、同じ具足戒でも比丘と比丘尼とでは内容は異なる。具足戒を受け終わったのを鄢波三鉢那(*upasampanna*)と称し、具足戒を受けることをウパサンパダー-*upasampadā*と称する。この語はもと「仏陀のもとに近づいてきて、仏教教団(僧伽そうぎゃ)に入った」および「入ること」を意味し、これをともに具足、進具、近円と訳し、普通は涅槃に近づく意に解されている。しかし後にはこの語は「比丘戒・比丘尼戒を受けた」と「受けること」を意味するようになって「具足」の意味も変化し、五戒や十戒のような不完全な戒ではなく「完全円満な戒」「教団において定められたすべての戒条を含む戒」を意味する語となった。具足戒の条数は四分律では、比丘二百五十戒、比丘尼三百四十八戒(七滅諍を除いて三百四十一戒といい、また概数を挙げて五百戒とも称する)を数え、これらを五篇ごひん七聚しちじゅに分ける。

と解説し、「受戒[授戒]」の項目下では⁽³⁾、

比丘・比丘尼の資格を得るために受ける戒を具足戒といい、具足戒を受けることを受具という。中国および日本で多く行われた四分律によれば、比丘の具足戒は250戒、比丘尼の具足戒は348戒であった。

としている。

さらに『仏教語大辞典』⁽⁴⁾の「具足戒」の項では、

出家した比丘・比丘尼の守る戒め。大戒ともいう。小乗律に規定する完全な戒律。部派によって数を異にするが、普通、説かれているところでは、比丘は250戒、比丘尼は348戒を守らなければならない。また大ざっぱな表現として、比丘尼は500戒を守るといふ。

としている。

またこれらの辞書以前に刊行され、大型の仏教辞典である龍谷大学編纂にかかる『仏教大辞彙』⁽⁵⁾の「具足戒」の項には、

比丘及び比丘尼の受持する大戒。之を受くるを鄢波三鉢那(*upasampadā* [ママ])と称し、或は近円戒、或は進具戒と訳す。五篇・七聚の戒にして比丘に二百五十戒あり。即ち波羅夷(*pārājikā* 四戒)、僧残(*saṅghādisēṣa* 十三戒)、不定(*aniyata* 二戒)、尼薩耆波逸提(*nāisargikā-prāyaścittikā* 三十戒)、波逸提(*prāyaścittikā* 九十戒)、波羅提提舍尼(*prati-deśāniya* 四戒)、衆学(*śikṣākarāṇī* 百戒)、滅諍(*adhikaraṇa-samatha* 七戒)是なり。

とし、これと五篇・七聚との関係や上記の条数と上座部の律の条数との違いを述べている。

また『望月仏教大辞典』⁽⁶⁾では、「具足戒」の項に、

梵語鄢波三鉢那 (upasampanna) の訳。或は upasampadā に作る。巴黎語同じ。西藏語 bsñen-par-rdsogs-pa。近円と訳す。涅槃に親近するの義。即ち比丘及び比丘尼の受くる所の戒にして、戒品具足し、沙弥所受の十戒等の如き未具足に非らざるが故に此の称あり。又略して具戒、或は大戒とも云ふ。此の戒を大別するに波羅夷 pārājika、僧残 saṃghāvaśeṣa、不定 aniyata、捨墮 naiḥsarghika-pāyattika、単墮 pāyattika、波羅提提舍尼 pratideśaniya、衆学 śaikṣadharmā、滅諍 adhikaraṇa-sāmatha の八種あり。然るに諸律に此等の戒数を説くこと稍同じからず。

として、以下『四分律』や『五分律』『僧祇律』『善見律毘婆沙』『西藏戒本』などの比丘・比丘尼の条数を紹介し、「是の如く具足して諸戒を受くるを以て、之を具足戒と名づくるなり」として、以下これを受けることのできる資格などについて言及している。

- (1) 岩波書店 1989年12月 p.209左
- (2) 法蔵館 1995年4月 p.051上
- (3) p.246
- (4) 中村元著 東京書籍 1978年2月 上巻 p.276
- (5) 富山房 大正3年5月 p.846上
- (6) 世界聖典刊行協会 昭和8年12月5日 p.679上

[付-2] このように辞書の上では、「具足戒」は律蔵によって条数は異なるが、概数をいえば比丘の250戒、比丘尼の350戒を意味すると理解されている。要するに波羅提木叉を「具足戒」と理解しているのである。

しかし今まで見てきたように、「具足戒」が上記のような意味を有しないことはもちろんであって、『新版仏教学辞典』が「この語はもと『仏陀のもとに近づいてきて、仏教教団(僧伽そうぎゃ)に入った』および『入ること』を意味し、……」とするのが正しいにもかかわらず、その他の辞書はどれもこのような正しい意味を解説していない。もし辞典がいうように具足戒が250戒、350戒と不可分に結びついているとするなら、そもそも「善来具足戒」も「三歸依具足戒」も存在しえないことになる。

しかし『新版仏教学辞典』がいうように、後になって上記のような意味に受け取られるようになってしまったようである。もちろんこの辞書にはそれがいつごろのことかまで記されていないが、このような意味は管見の範囲では天台智顛(538~597)の『観無量寿経疏』に「具足戒とは二百五十戒五百戒等なり」⁽¹⁾とされているのが初見である。

- (1) 大正37 p.194中

[付-3] それでは「具足戒」になぜ辞書に解説されているような理解が生じることになってしまったのであろうか。これは筆者の想像の範囲でいうことであるが、このような理解は、原語の‘upasampadā’という言葉は upa-sam√pad という言葉から作られた名詞であって、「到達する」「成就する」という意味であるに拘わらず、「具足戒」とか「近円」などと翻訳されたことに起因するのではないであろうか。「具足」や「円」という語は「円満」とか「完全」を意味するからである。

また‘upasampadā’が意識して「得戒」とか「受戒」とも訳されることにも遠因がある

かもしれない。しかしこの「戒」は波羅提木叉の 250 戒、350 戒をさすのではなく、佐藤密雄氏のいわれるように本来は「戒体を発得する」という意味であったであろう⁽¹⁾。

インドや中国において「戒体」とか「律儀 (samvara)」という概念がいつごろ成立したのかについては調べていないが、「具足戒」を受けると「戒体」「律儀」が生じるという理解は自然である。これが『新版仏教学辞典』の解説の中に含まれる「苾芻律儀」「苾芻尼律儀」の「律儀」である。ついでに『新版仏教学辞典』の解説を借りれば「戒体」とは、「受戒の儀式作法（羯磨かつまなど）によって引き起こされる身に得とくする律儀りっきの無表」ということである。そしてこの流れから、「戒相」は比丘の 250 戒、比丘尼の 350 戒という理解が生じたのであろう。

このようにそもそもは 250 戒、350 戒とは関係がなかった「具足戒」が、「戒体」「戒相」を通じて 250 戒、350 戒を意味することになり、それが現代に至って定着してしまったのではなかろうか。

- (1) 佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p.171 には、「このウパサンパダーの原意は取得、円具等を意味して、律制上の意味としては仏陀または僧伽から認許されて〈比丘たることを得る〉を意味するものである。故に、受具すなわちウパサンパダーは、本来は比丘戒でも比丘尼戒を受戒することでもない」とされている。そして「具足戒」が戒と結びつくとするならば、それは比丘となることによって戒体を発得することであるとされている。

[付-4] また『岩波仏教辞典』が、「出家して教団に入るためには、一定の手続きを踏んだ上でこの具足戒を受けるものとされ」というように、そもそもその入団の儀式において、この 250 戒、350 戒を受けるという理解からして誤解があるようである。すなわち「具足戒」を受ける入団儀式は、入団に際してこれら 250 戒、350 戒を生涯守りますと誓う儀式のように理解されているのであろうが、すべての「律蔵」、すなわち『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は、このような比丘あるいは比丘尼が守るべき戒のあることが説明されるのは、入団を許す白羯磨を受けた後、すなわち具足戒を受けた後になされることになっている。しかも『パーリ律』は四依法のみ、『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』は四波羅夷法と四依法のみを説くことになっており、すべての戒を説くとするのは『僧祇律』のみである。なぜ四依法が説かれるかといえば、それは出家修行者たる者は、非常事態にはこのような窮乏の生活を余儀なくされることを覚悟しなければならないという自覚と、四波羅夷罪（比丘尼の場合は八波羅夷罪）を犯せば比丘の資格を失わなければならないという自覚を持たせるためであろう。しかもこの四依法は『パーリ律』も『四分律』も『五分律』も『僧祇律』も、初めは授戒の前に説いていたが、それを聞いて受戒を取りやめた者がいたので授戒の後に説かれるように改められたとされている。

[付-5] 以上のように、本来は「具足戒」と比丘の 250 戒、比丘尼の 350 戒とは直接に関係はなかったといわなければならない。しかしながら智顛の『観無量寿経疏』が「具足戒とは二百五十戒五百戒等なり」とするような理解が生じてしまったのも事実であるとするならば、辞書にはこれも書く必要があるであろうが、しかし具足戒の「比丘サンガないしは比丘尼サンガに入団する資格を取得する」という基本的な意味は欠かすべきではないし、また

【2】具足戒の種類と名称

これが250戒あるいは350戒を意味するというような理解は、後の時代の派生的な意味であるということもきちんと解説されるべきであろう。